

安曇野市子ども計画

(令和7年度～令和11年度)



「自然・地域・人が紡ぐ こどもが輝くまち安曇野」 を目指して



安曇野市長
太田 寛

安曇野市では、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを地域全体で支援する環境づくりのため、安曇野市子ども・子育て支援事業計画による幼児期の教育・保育、地域の子育て支援の充実を図ってきたところです。

特に、子どもの医療費助成の拡大や若者が安心して子どもを産み育てられる環境の整備として、新たな取組となる子どもの福祉医療費の窓口負担の無料化や公立認定こども園の園庭芝生化整備、オプショナル新生児スクリーニング検査費助成、児童クラブの6年生までの受け入れ拡大、待機児童ゼロの実現など各種の施策に取り組んできました。

こうした背景のなか、国はこどもまんなか社会の実現に向けたこども基本法を制定し、こども施策の基本的な方針等を示すこども大綱を策定しました。その中では、すべての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸福な生活をおくることができる社会を目指すという方針が示され、こども施策に関する基本方針・重点事項等を定める市町村こども計画の策定が法制化されました。

このことから、安曇野市ではこども施策全般を網羅し、総合的かつ計画的に推進していくため、「安曇野市こども計画」を策定しました。

本計画は、「自然・地域・人が紡ぐ こどもが輝くまち安曇野」を基本理念として、地域全体でこども施策に取り組むことで、子ども・若者一人ひとりが輝き、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指しています。

また安曇野市は、SDGsの達成に向けて優れた取組を提案する都市として、令和6年5月に「SDGs未来都市」に選定されるとともに、特に優れた先導的な事業である「自治体SDGsモデル事業」としても同時選定されています。本計画を推進することは、SDGsの目標である「持続可能でよりよい世界を作ること」にもつながるため、SDGs達成の手段の一つとしても積極的に取り組んでまいります。

結びに、本計画策定にあたり、ご尽力いただきました安曇野市こども計画検討会議委員の皆さまをはじめ、貴重なご意見をいただきました市民の皆さま、関係者の皆さまに心から感謝を申し上げます。

令和7（2025）年3月

目次

第1章 計画の概要	1
1. 計画策定の背景及び趣旨	2
2. 計画の性格と位置づけ	3
3. 計画の対象	6
4. 計画の期間	6
5. 計画の策定方法	7
第2章 子ども・若者を取り巻く環境の整理	9
1. 人口・世帯の動向	10
2. 家庭と職場の状況	12
3. 子育て支援サービスの状況	15
4. 子育て支援へのニーズと対応すべき課題の状況	18
5. 若者の結婚・出産に関する状況と意向	20
6. 経済的に困窮している家庭の状況	22
7. 様々な困難を有する子どもと家庭の状況	26
8. 子どもの権利の保障	32
【参考】子どもの意見表明ワークショップの結果	33
9. 各種調査結果等から見える本市の課題	34
第3章 計画の基本的な考え方	37
1. 計画の基本理念と目標	38
2. 施策の体系	39
第4章 施策の展開	41
基本目標1：子ども・若者がたくましく、健やかに成長できるまち	42
施策目標 1-1：誕生前から乳幼児期までの切れ目のない支援	43
基本施策 1：安心できる妊娠・出産環境の構築	43
基本施策 2：乳幼児と保護者への健康支援	44
基本施策 3：教育・保育サービスの充実	45
基本施策 4：子育ての相談窓口・情報発信	46
施策目標 1-2：学童期・思春期の継続した育ちの支援	47
基本施策 1：学校教育の推進	47
基本施策 2：いじめ・不登校対策	49
基本目標2：子ども・若者が自立し、安心して暮らせるまち	50
施策目標 2-1：青年期以降の自立と自己実現の支援	51
基本施策 1：就労・結婚の支援	51
基本施策 2：仕事と生活の調和の推進	52
施策目標 2-2：困難を有する子ども・若者、家庭への支援	53
基本施策 1：子育て家庭・生活困窮家庭への支援	53
基本施策 2：ひとり親家庭への支援	54

基本施策 3：障がい・発達特性のある子ども・家庭への支援	55
基本施策 4：児童虐待防止対策の充実	56
基本施策 5：ひきこもりの予防と自立支援	57
基本施策 6：子どもの自殺対策と犯罪予防	58
基本目標 3：地域全体で子ども・若者、子育てを支えるまち	59
施策目標 3-1：子どもの権利の地域全体での共有	60
基本施策 1：子どもの権利の周知・啓発	60
基本施策 2：子どもの意見表明・社会参画の促進	61
施策目標 3-2：地域で子どもの成長を支える仕組みづくり	62
基本施策 1：家庭教育・地域教育の充実	62
基本施策 2：子どもの居場所づくり	63
施策目標 3-3：安全・安心に子育てができる環境づくり	64
基本施策 1：遊び場と安全を確保する環境の整備	64

第 5 章 幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業 量の見込と確保方策 65

1. 教育・保育提供区域の設定	66
2. 教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保方策	66
3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保方策	70
(1) 利用者支援事業	71
(2) 地域子育て支援拠点事業	73
(3) 妊婦健康診査	74
(4) 乳児家庭全戸訪問事業	75
(5) 養育支援訪問事業	76
(6) 子育て短期支援事業（子育て支援ショートステイ事業）	77
(7) ファミリー・サポート・センター事業	78
(8) 一時預かり事業	79
(9) 延長保育事業	80
(10) 病児保育事業（病児・病後児保育事業）	81
(11) 放課後児童クラブ事業	82
(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	83
(13) 産後ケア事業	84
(14) 【新】子育て世帯訪問支援事業	85
(15) 【新】乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	86
(16) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	86
4. 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保	87

資料編 93

1. 用語解説	94
2. 策定の経過	96
3. 安曇野市こども計画検討会議委員名簿	97

第1章

計画の概要

1

計画策定の背景及び趣旨



(1) 子ども・子育て、若者・貧困対策に関する国の政策動向

我が国では、平成 15 年に「次世代育成支援対策推進法¹」を制定し、地方公共団体及び事業主が行動計画を策定することを通じて、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備、家庭支援、雇用環境の整備等を進めてきました。また、同年には、「少子化社会対策基本法」を制定し、少子化に対処するための総合的な施策の推進を図ってきました。

続いて、国は「子ども・子育て関連 3 法」を制定し、平成 27 年度から地方公共団体は、乳幼児期を中心とする子ども・子育て支援給付及び地域子育て支援事業の整備を含む「子ども・子育て支援事業計画」を策定することが義務化されました。

このように、様々な取組が実行されてきましたが、子ども・若者、子育て家庭を取り巻く環境は厳しさを増し、子どもの貧困、児童虐待、不登校やいじめ、若者の引きこもり等の問題も深刻化しています。また、核家族化や共働き世帯の増加が進む中で、子育てを担う保護者の孤立感・不安感・負担感も増大し、解決には至っていない状況です。

こうした背景のなか、平成 22 年には「子ども・若者育成支援推進法」が施行され、「子ども・若者ビジョン（子供・若者育成支援推進大綱）」が策定されました。さらに、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境の整備と、教育の機会均等を図るため、平成 26 年には「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（令和 6 年に「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に改正）が施行され、令和元年に「子供の貧困対策に関する大綱」が策定されました。また、総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策の指針として、平成 27 年には、「少子化社会対策基本法」に基づく新たな「少子化社会対策大綱」が策定されました。

(2) こども施策に関する政策動向

そして、これらの国の政策をより強力に推進するため、令和 5 年に「こどもまんなか社会²」の実現に向けた包括的基本法である「こども基本法」が施行され、上記 3 大綱を引き継ぎ、こども施策の基本的な方針等を示す「こども大綱」が策定されました。

「こども基本法」及び「こども大綱」では、全ての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会を目指すという政府の方針が示され、こども施策に関する基本方針・重点事項等を定める「市町村こども計画」の策定が努力義務化されました。

1 「次世代育成支援対策推進法」は当初 10 年の時限立法であったが、子どもが健やかに生まれ、育成される環境づくりの総合的な推進を継続するために、令和 17 年 3 月まで延長された。

2 全ての子ども・若者が、日本国憲法、こども基本法及び子どもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会のこと。

2

計画の性格と位置づけ



(1) SDGs とは

持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）とは、平成 22 年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された平成 23 年から令和 12 年までの国際目標です。

持続可能な世界を実現するための 17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない（leave no one behind）ことを誓っています。SDGs は発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、我が国としても積極的に取り組んでいます。

(2) 本市の SDGs の目標

本市は、令和 6 年度に内閣府から「SDGs 未来都市」及び「自治体 SDGs モデル事業」に長野県初となるダブル選定をされました。本市のこども政策の目標と SDGs の目標（ゴール）との対応を明示することで、本市における問題解決を図りながら、SDGs を推進します。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



(3) 国が規定する市町村こども計画の根拠法

こども基本法第10条第2項では、こども大綱と都道府県こども計画を勘案して、市町村こども計画を策定することを規定しています。

こども大綱は、これまで別々に策定されてきた「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」、「子供の貧困対策に関する大綱」の3つの大綱を一元化したものであり、こども施策に関する基本的な方針や重要事項、施策推進のための必要事項を定めたものです。

また、市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に規定する「当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（子ども・若者計画）」、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項に規定する「こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画（こどもの貧困対策計画）」、その他のこども施策に関する事項を定める計画と一体のものとして作成することができるとされています。

図1 計画の根拠法と記載事項

根拠法	こども基本法
目的	こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための理念と取組の方向性を示す
主な対象	心身の発達の過程にある人を「こども」とする（年齢で必要なサポートが途切れないようにするため、支援が必要な39歳以下の「若者」を含む）
記載事項	1. 地方公共団体は、こども施策に関し、こどもの状況に応じた施策を策定し、実施する責務を有する 2. こども大綱及び都道府県こども計画を勘案して、こども施策に関する計画を定めることに努める 3. 以下の計画と一体的に策定することができる ・ 子ども・若者育成支援推進法に規定する「子ども・若者計画」 ・ こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に規定する「市町村計画」 ・ 次世代育成支援対策推進法に基づく「行動計画」、子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」等 4. こども施策を策定・実施・評価するにあたり、こども又はこどもを養育する者、その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずる

図2 こどもの貧困対策計画、子ども・若者計画の概要

計画名	こどもの貧困対策計画	子ども・若者計画
目的	全てのこどもが前向きな気持ちで夢や希望を持つことのできる社会を構築すること	全ての子ども・若者が自らの居場所を得て、成長・活躍できる社会を構築すること
趣旨	子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で課題を解決するという意識を持ち、こどものことを第一に考えた適切な支援を包括的かつ早期に講じる	子ども・若者が自身の不安・悩みや身の回りのトラブル等について、発達段階に応じて、主体的に他者に相談し、支援を求めることができる体制を整備する
内容	●教育の支援 ・ 幼児教育・保育の無償化 ・ 地域に開かれた子どもの貧困対策のプラットフォームとしての学校指導・運営体制の構築・大学等進学に対する教育機会の提供 ・ 特に配慮を有する子どもへの支援 ・ 地域における学習支援 等 ●生活の安定に資するための支援 ・ 親の妊娠出産期、子どもの乳幼児期における支援 ・ 保護者の生活支援 ・ 子どもの生活支援、就労支援、住宅に関する支援 ・ 児童養護施設退所者等への支援 等 ●保護者に対する職業生活の安定 ・ 職業生活の安定と向上のための支援 ・ ひとり親に対する就労支援 等 ●経済的支援 ・ 各種手当の支給、教育費負担の軽減 等	●全ての子ども・若者の健やかな育成（自然・文化・ICT体験環境の充実、少人数学級、健康・安全教育、消費者教育 等） ●困窮を有する子ども・若者やその家族の支援（孤独・孤立対策、自殺、虐待、貧困対策、複合的課題への支援 等） ●創造的な未来を切り開く子ども・若者の応援（持続可能な開発のための教育、教科等横断的な学習、地域貢献活動の促進 等） ●子ども・若者の成長のための社会環境の整備（多様な居場所づくり、地域と学校との協働、ネット利用の適正化、働き方改革 等） ●子ども・若者の成長を支える担い手の養成・支援（企業等の参画促進、教師の資質能力の向上 等）

(4) 本市のこども計画の策定方針

本市においても、平成 27 年度に子ども・子育て支援法による「子ども・子育て支援事業計画」（第 1 次：平成 27 ～令和元年度、第 2 次：令和 2 ～ 6 年度）を策定し、関係部局が連携して、幼児期の教育・保育、地域の子育て支援の充実に努めるとともに、次世代を担う子どもの育成を地域全体で支援する施策・事業を推進してきました。

近年の「こども施策」に関する国の政策動向と本市の子ども・子育て支援事業の推進の経過を踏まえ、本市では、こども施策に係る計画として「第 3 次安曇野市子ども・子育て支援事業計画」及び「安曇野市こども計画（以下、「本計画」と言う。）」を策定します。

▼第 3 次安曇野市子ども・子育て支援事業計画

本市の「幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の需給計画」及び「次世代育成支援行動計画」として策定します。計画の対象は、子どもとその保護者とします。

▼安曇野市こども計画

本市のこども施策を総合的に網羅した計画として策定します。

策定にあたっては、「こどもの貧困対策計画」及び「子ども・若者計画」の内容や、「子どもの権利の保障」及び「少子化対策」について勘案して策定します。計画の対象は、こどもとします。

なお、こども施策を総合的に網羅するため、第 3 次安曇野市子ども・子育て支援事業計画の内容を組み入れて策定します。

<本計画のこども施策における「こども」、「子ども」、「若者」の定義>

- ・「こども」は、こども基本法の定義に則り「心身の発達の過程にある者」とし、0 歳から概ね 39 歳までとする。「子ども」は 18 歳未満とし、「若者」は 18 歳から 29 歳までとする（ただし、施策によって大学等で能力等を養う努力を続けている者や円滑な社会生活を営む上で困難を有する概ね 39 歳までの者を含むものとする）。
- ・その他、法令に根拠があるときや固有名詞を用いることが適当であるとき等の特別な場合はそれに従うものとする。

(5) 上位計画・関連計画との関係

計画の策定にあたっては、各根拠法及び長野県の子ども・若者・貧困及び少子化対策等の関連計画を勘案し、上位計画である本市の「総合計画」及び「教育振興基本計画」、個別計画である保健・福祉関連の計画、教育関連の計画とも整合を図ります。

図3 計画の策定にあたり、勘案・整合が必要な関連計画・法令等



3 計画の対象

本計画の対象は、18歳や20歳といった特定の年齢によって必要なサポートが途切れることがないよう、心と身体の発達過程にある0歳から概ね39歳の「こども」とします。

4 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

5

計画の策定方法



(1) 審議会における協議

<子ども・子育て支援事業計画に相当する部分>

安曇野市子ども・子育て会議条例に基づき、安曇野市子ども・子育て会議を設置し、子育て当事者や教育・保育関係者、子育て支援関係団体等で構成された委員により、本市の子ども・子育てに関する課題等を整理しながら、幼児期の教育・保育と地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策、事業内容等について審議しました。

<その他のこども計画に相当する部分>

安曇野市こども計画検討会議要綱に基づき、子ども・子育て会議におけるこども計画検討部会委員、結婚支援や就労支援、貧困支援に関する事業を行う者により構成されるこども計画検討会議を設置し、本市の子ども・若者を取り巻く現状と課題等を協議しました。

(2) 各種調査の実施

① アンケート調査

令和6年7月～8月にかけて、所得の低い家庭を対象とする「子どもと家庭の生活状況調査」、15歳～39歳を対象とする「若者の意識と生活に関する調査」を実施し、本計画の対象者の実態把握を行いました。

また、令和5年12月に実施した未就学児童・小学生の保護者を対象にした「子育て支援に関するアンケート調査」（平成30年に実施した調査との比較を含む）、令和6年7月に保護者を対象に安曇野市教育委員会が実施した「安曇野市教育振興基本計画策定に係る保護者アンケート」及び児童・生徒を対象に安曇野市教育委員会と安曇野市議会が共同で実施した「子どもの権利に関するアンケート調査」も実態把握に活用しました。

② 基礎調査・担当課照会

こどもの貧困、子ども・若者の抱える困難の実態等を把握するため、他地域の統計及び事業実績を収集し、傾向を注視しながら現状と課題の把握を行いました。

また、こども施策に係る各種事業の進捗状況や成果・課題について、担当課に事業の実施状況や今後の方向性について照会を行い、施策・事業を検討しました。

③ 関係者ヒアリング

貧困・若者関連のより詳細な現状・課題については、直接支援を実施している庁内部局等へのヒアリングを行い、児童虐待、家庭児童相談、中間教室等の現状と課題等を確認しました。

(3) 市民からの意見表明・参画の機会の提供

当事者である子どもの意見を聴き、子どもの社会参画の場を確保する場として、令和6年7月に市内小中学生を対象とした子ども・若者向けワークショップ「子ども若者意見ひろば」を開催し、計画内容の参考としました。また、令和6年12月から令和7年1月には、本計画案に対して広く市民からの意見等を募集するパブリックコメントを行いました。

第 2 章

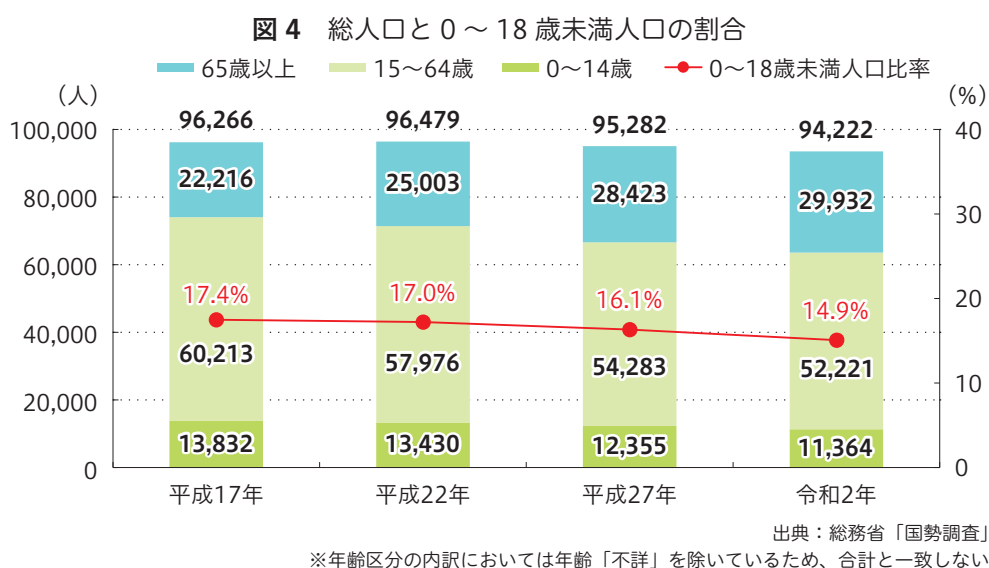
子ども・若者を取り巻く環境の整理

1 人口・世帯の動向



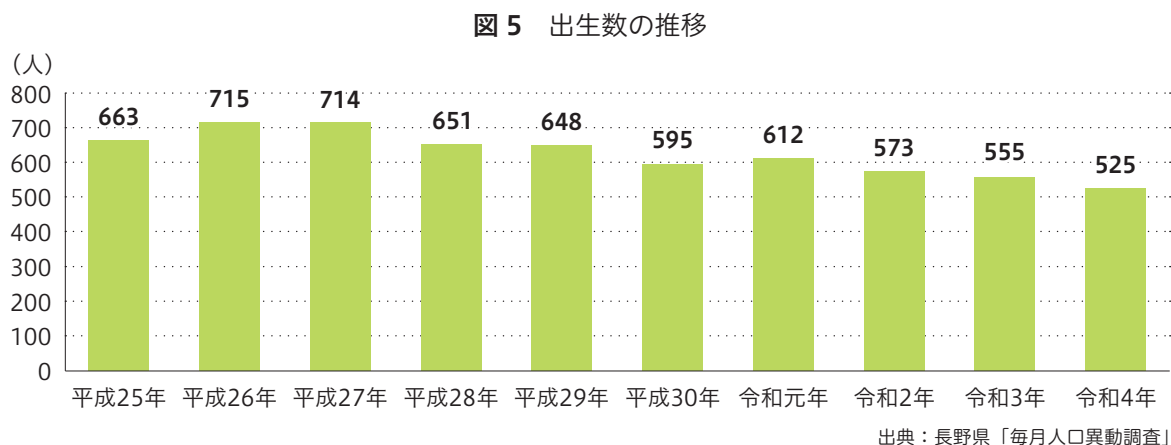
(1) 人口の推移

本市が設置された平成 17 年以降の人口推移をみると、総人口は平成 22 年の 96,479 人をピークに、その後は減少が続いています。内訳をみると、0～14 歳の人口が減少傾向にある一方、65 歳以上の人口は増加を続けており、少子高齢化が進んでいるといえます。また、本計画の対象である 0 歳から 18 歳未満の子ども人口の占める割合についても減少傾向にあります。



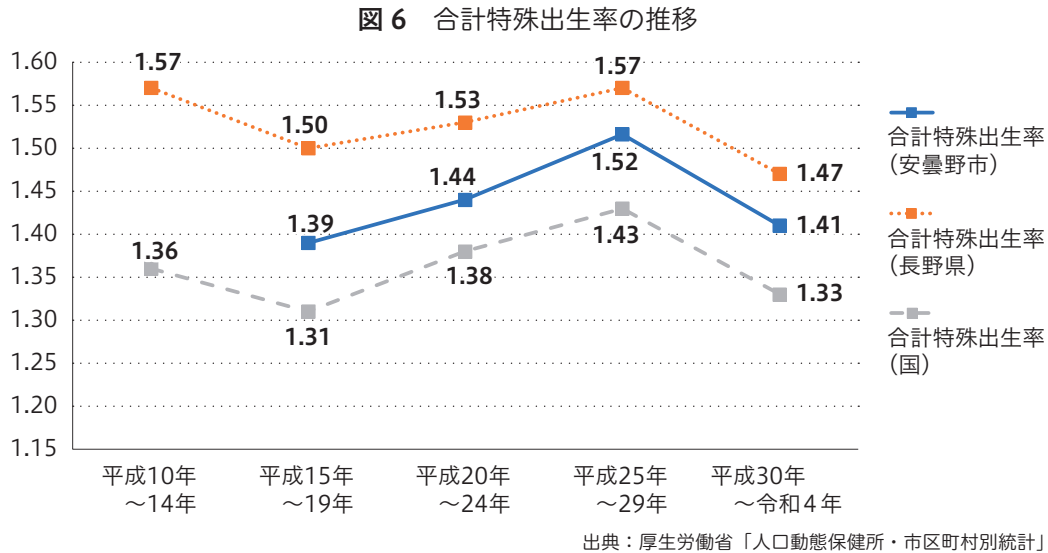
(2) 出生数の推移

過去 10 年の出生数の推移をみると、平成 26 年をピークに減少傾向が続いています。



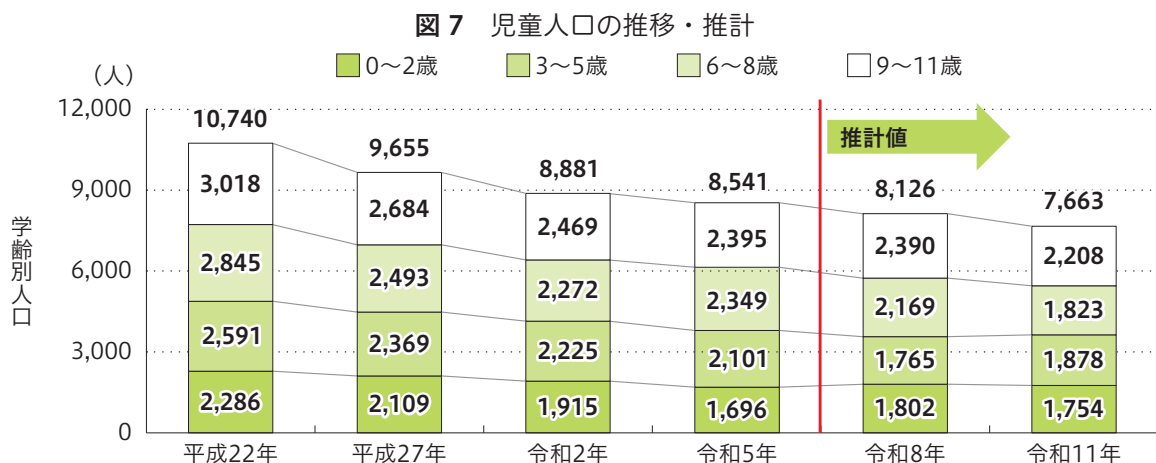
(3) 合計特殊出生率の推移

本市の合計特殊出生率は、全国よりも高く長野県よりも低い水準で推移しています。全国・長野県・本市とも平成15年以降は上昇傾向にありましたが、平成30年～令和4年は低下に転じました。



(4) 児童数の推移・推計

11歳までの児童数の推移をみると、減少傾向が続いており、今後もこの傾向が続くことが推計されています。近年、出生率は低下傾向にあり、出産可能な女性の人口も減少していることから、現在の傾向が続けば、本計画期間においても児童数が減少し続けます。



出典：【実績値】長野県「毎月人口異動調査（各年4月1日）」

【推計値】国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5年推計）」の生残率・純移動率、国勢調査（平成17・22・27・令和2年）の子ども女性比・0-4歳女性比を用いて独自に推計

2

家庭と職場の状況



(1) 就業の動向

①女性の年齢別就業率（M字カーブ）

令和2年の本市の女性の年齢別就業率をみると、全年代にわたり、全国平均よりも高く、長野県全体とほぼ同じ傾向にあります。子育てをする女性が多くなる30歳代前半で就業率が下がるいわゆるM字カーブの谷の傾斜は、全国・県とほぼ同様となっています。

また、平成22年からの推移をみると、平成27年にかけてほとんどの世代で就業率が上昇しており、令和2年も就業率の高さを維持していますが、特に50歳以上での就業率が高まっています。一方で、30代以降にみられるM字カーブの谷の傾斜は変化が見られません。

図8 全国・長野県・安曇野市の女性の就業率の比較（令和2年）

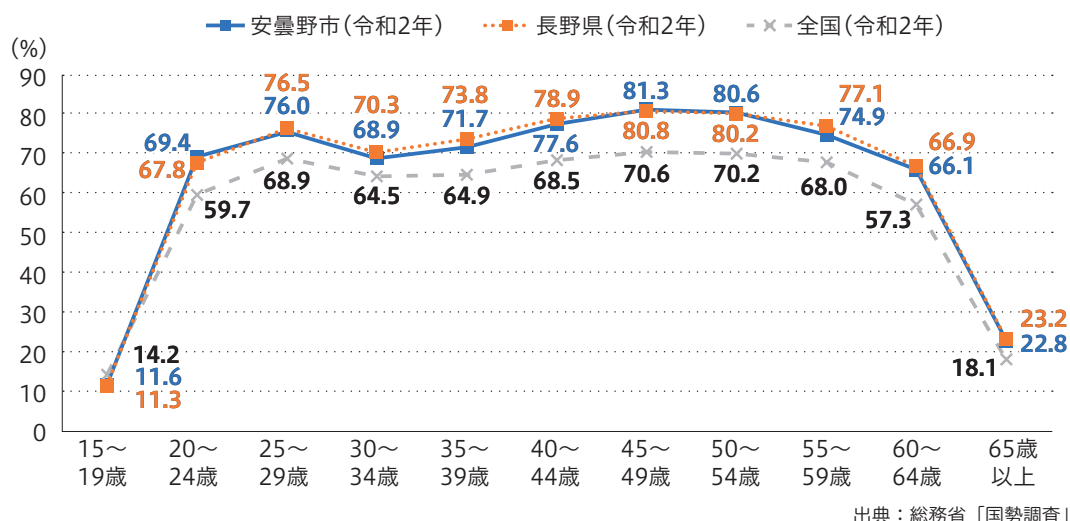
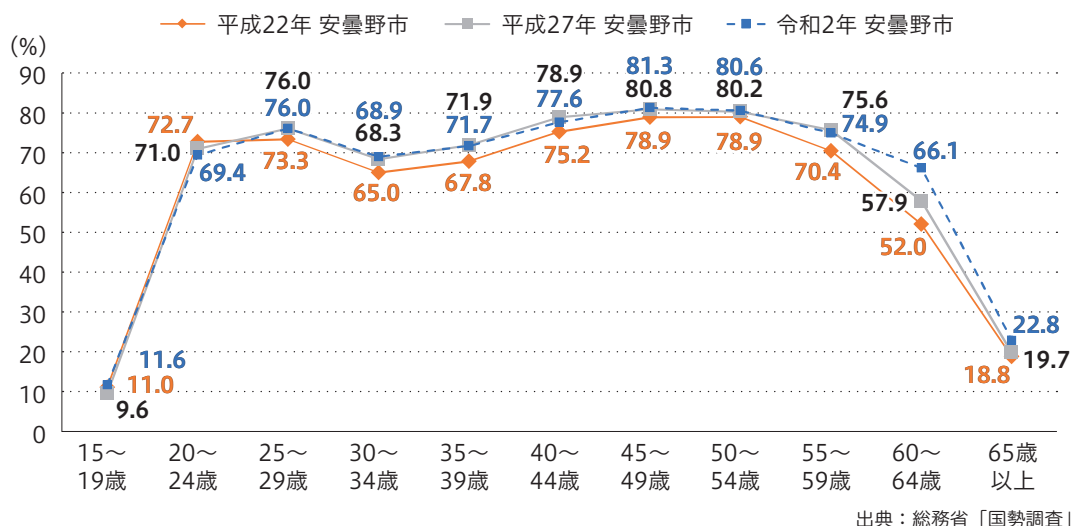


図9 安曇野市における女性の就業率の経年比較



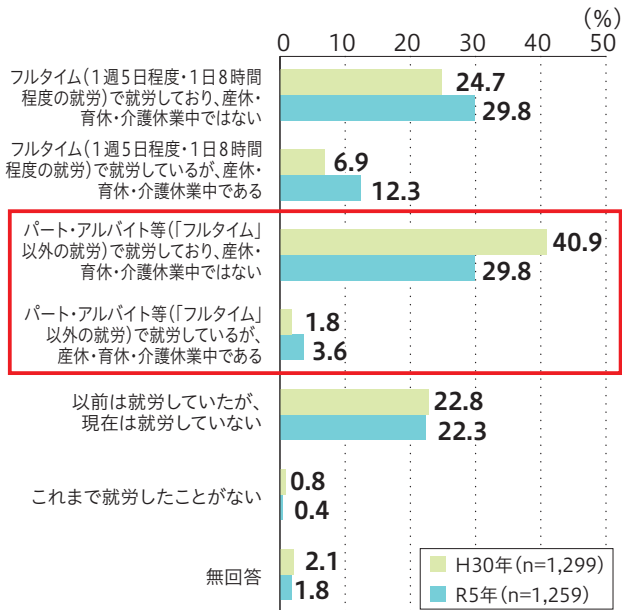
②母親の就労状況とパート・アルバイト等の方の今後の働き方の希望

母親の就労状況をみると、平成30年調査と比べて、未就学児童、小学生の保護者ともに「フルタイム」で働いている割合が高くなっています。パート・アルバイト等で就労している者の転換希望をみると、「フルタイム」への転換の意向もみられますが、約半数は「パート・アルバイト等」の継続を希望しています。

図10 母親の就労状況とフルタイムへの転換希望（単一回答）

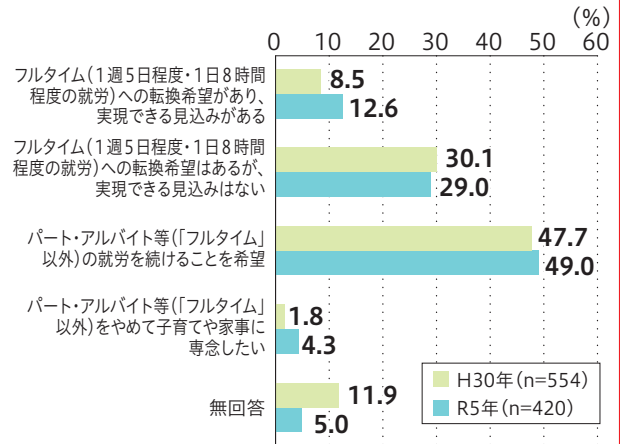
未就学児童保護者

【現在の就労状況】



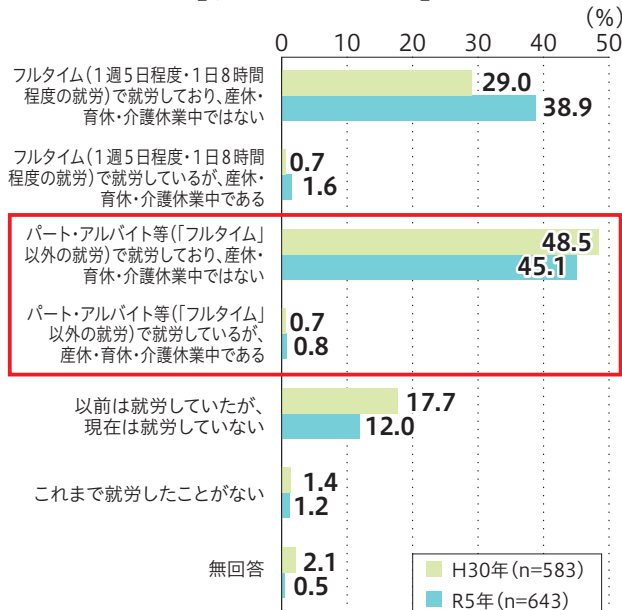
【今後の働き方の希望】

(現在の就労状況がパート・アルバイト等)



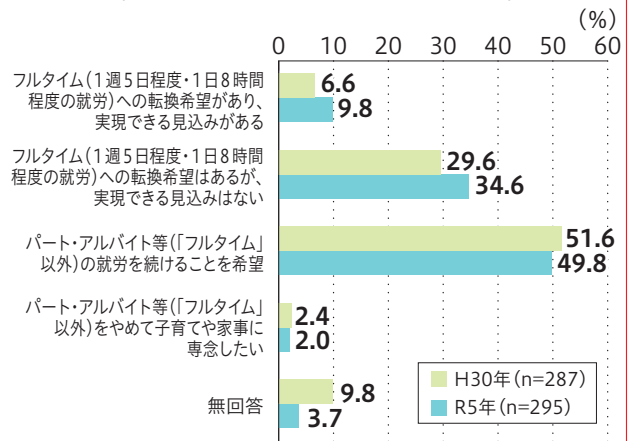
小学生保護者

【現在の就労状況】



【今後の働き方の希望】

(現在の就労状況がパート・アルバイト等)

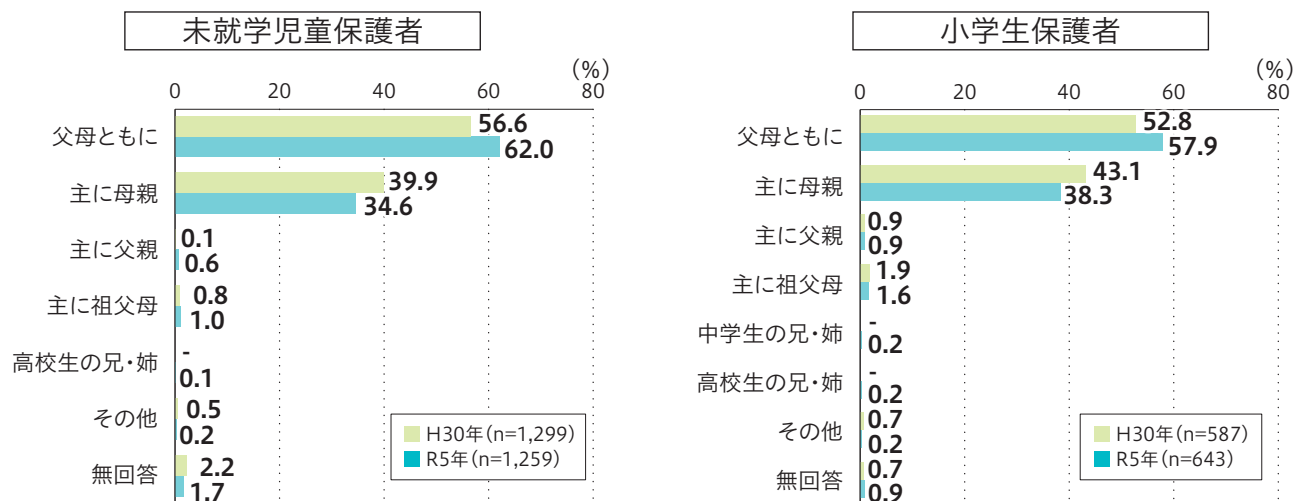


出典：安曇野市「子育て支援に関するアンケート調査（令和5年・平成30年）」

(2) 子育てに関わる人

子育てを主に行っている人は、平成 30 年調査と比べて「父母ともに」の割合が上昇しています。しかし、依然として「主に母親」が 3 割程度を占め、父親の育児参加を進めていく必要があります。

図 11 家庭において、子育てに日常的に関わっている人（複数回答）

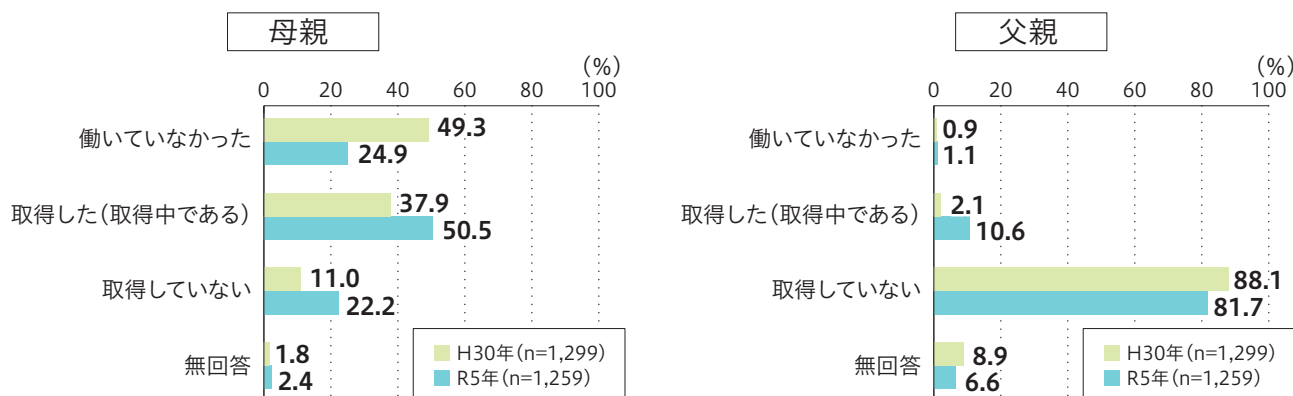


出典：安曇野市「子育て支援に関するアンケート調査（令和 5 年・平成 30 年）」

(3) 育児休業・休暇の取得状況

未就学児童保護者の育児休業・休暇を取得した割合を経年でみると、母親は 37.9% から 50.5% に、父親は 2.1% から 10.6% に上昇しています。父親の取得率も上がっているものの、約 1 割であり、母親と比較して低くなっています。なお、父親の取得していない理由をみると、「配偶者や親族等が家にいた」が最多ですが、「職場が育児休業を取りにくい雰囲気であった」「仕事が忙しい」「収入減による経済的不安」等も理由として挙がっています。

図 12 未就学児童保護者の育児休業・休暇の取得状況（単一回答）



出典：安曇野市「子育て支援に関するアンケート調査（令和 5 年・平成 30 年）」

3

子育て支援サービスの状況



(1) 幼児期の教育・保育サービスの提供施設

本市の認可保育施設は、公立 19 園・私立 15 園の 34 園で、認可外保育施設は 6 施設あります。

図 13 本市の幼児期の教育・保育サービスの提供施設一覧（令和 6 年 4 月現在）

No	公・私	認可保育施設一覧	定員	No	認可外保育施設一覧
1	公立	豊科認定こども園	150	1	保育室モモ (※家庭的保育事業を除く部分)
2	公立	豊科南部認定こども園	130	2	野外保育森の子
3	公立	南穂高認定こども園	160	3	自由保育所ひかりの子
4	公立	たつみ認定こども園	105	4	託児所よってき家
5	公立	アルプス認定こども園	100	5	安曇野シュタイナーこども園おひさま
6	公立	上川手認定こども園	80	6	アッパレはうす
7	公立	有明の森認定こども園	160		
8	公立	有明あおぞら認定こども園	160		
9	公立	西穂高認定こども園	250		
10	公立	北穂高認定こども園	90		
11	公立	穂高認定こども園	180		
12	公立	三郷北部認定こども園	150		
13	公立	三郷南部認定こども園	150		
14	公立	三郷東部認定こども園	170		
15	公立	三郷西部認定こども園 (委託事業者：「七つの鐘」)	70		
16	公立	堀金認定こども園	280		
17	公立	明科北認定こども園 (委託事業者：「響育の山里くじら雲」)	90		
18	公立	明科南認定こども園	130		
19	公立	穂高幼稚園	140		
20	私立	細萱保育園	50		
21	私立	認定やまぶきこども園	75		
22	私立	花園認定こども園	62		
23	私立	保育室モモ	5		
24	私立	あづみ野おとぎ保育園	19		
25	私立	あづみ野第 2 おとぎ保育園	19		
26	私立	あづみ野第 3 おとぎ保育園	19		
27	私立	ニチキッズ安曇野保育園	19		
28	私立	ニチキッズ穂高保育園	19		
29	私立	サンライズキッズ保育園安曇野園	19		
30	私立	きらり穂高病院保育園	19		
31	私立	サンライズキッズ保育園豊科園	19		
32	私立	穂高みらいく保育園	19		
33	私立	スクルドエンジェル保育園安曇野豊科園	19		
34	私立	ハートフルキッズ豊科保育園	19		

(2) 幼児期の教育・保育サービスの提供状況

幼児期の教育・保育サービスを利用している児童数の推移を年齢別にみると、0歳児、1・2歳児において増加傾向にあり、3～5歳児では微減しています。3歳未満児の比率は横ばいでしたが、令和4年に上昇しています。

3～5歳児の入園児の内訳をみると、教育利用(1号認定)・保育利用(2号認定)とも減少傾向にあり、2号認定の幼稚園利用は少数ながら横ばいで推移しています。

図14 幼稚園・認定こども園等の保育が必要な子どもにおける3歳未満児の割合

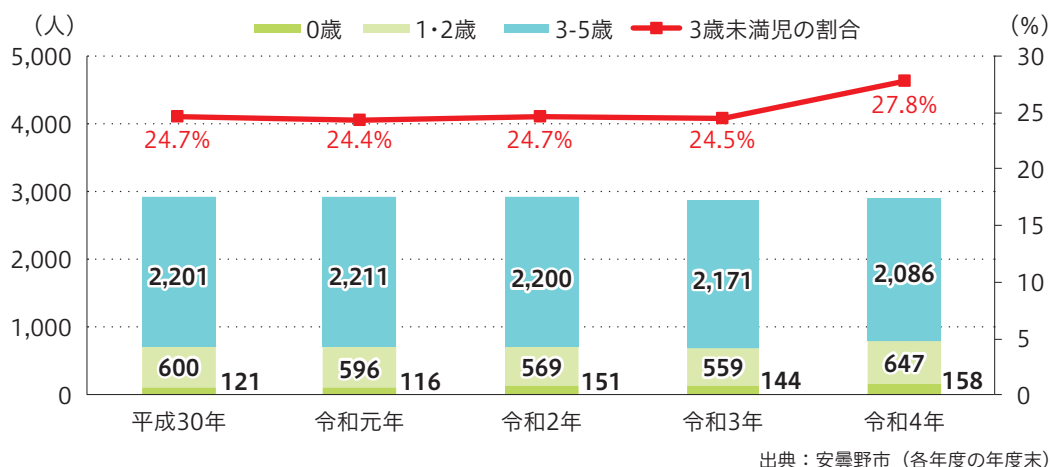
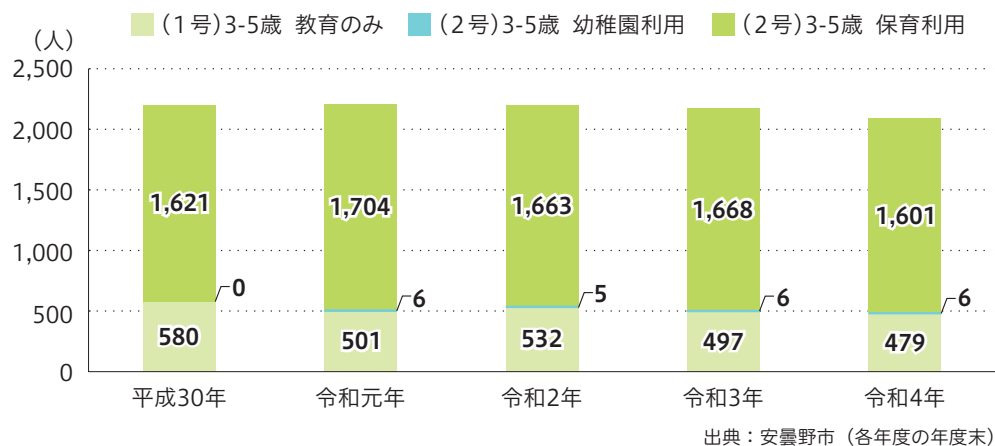


図15 3～5歳児の幼稚園・認定こども園等の入園児数の内訳



(3) 地域子ども・子育て支援事業の実施概況

「地域子ども・子育て支援事業」の概況を以下にまとめます。

多くの事業において、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けてサービスの提供量が低下しましたが、令和5年度には一部を除いて回復しています。

図16 地域子ども・子育て支援事業の実施概況

事業名		令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	新型 コロナ 影響	状況
(1) 妊婦健康診査（単位：人回 / 年）		7,106	5,974	6,342	5,577	5,465		減少傾向
(2) 乳児家庭全戸訪問事業（単位：人回 / 年）		587	540	<u>521</u>	<u>491</u>	535	有	回復傾向
(3) 地域子育て支援拠点事業（単位：人回 / 年）		15,662	<u>8,403</u>	<u>11,771</u>	<u>11,189</u>	16,127	有	回復傾向
(4) 延長保育事業（単位：人 / 年）		907	<u>490</u>	<u>487</u>	518	459	有	令和元年度に幼児教育・保育が無償化され、3-5 歳で就労時間が増加し、令和 2 年度以降利用が減少
一時預かり及び幼稚園の預かり事業								
(5)	① 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（幼稚園型Ⅰ）（単位：延人 / 年）	48	190	174	234	89		—
	② 認定こども園等における一時預かり（幼稚園型Ⅰ・Ⅱ以外）（単位：延人 / 年）	2,828	2,985	2,253	2,492	1,139		新規園の開園と幼児教育・保育の無償化により、利用が減少
(6) 病児・病後児保育事業（単位：人日 / 年）		413	<u>6</u>	<u>8</u>	<u>8</u>	81	有 継続	減少（コロナ禍による施設休止の影響）
(7)	ファミリー・サポート・センター事業（単位：延人 / 年）	1,619	<u>769</u>	<u>1,006</u>	1,250	1,364	有	回復傾向
			<u>252</u>	<u>213</u>	188	389	有	回復傾向
(8)	放課後児童クラブ事業（単位：人 / 年）	低学年	562	562	529	586	697	やや増加傾向
	高学年	140	140	70	101	128		横ばい
(9) 利用者支援事業（単位：ヶ所）		-	1	1	1	1		横ばい
(10) 養育支援訪問事業（単位：人 / 年）		6	9	13	3	1		横ばい
(11) 子育て短期支援事業（単位：人泊 / 年）		143	116	<u>45</u>	<u>19</u>	127	有	減少（コロナ禍による施設休止の影響）したが回復
(12) 実費徴収に係わる補足給付を行う事業（単位：人 / 年）		10	10	12	11	9		横ばい

下線は新型コロナウイルスの影響

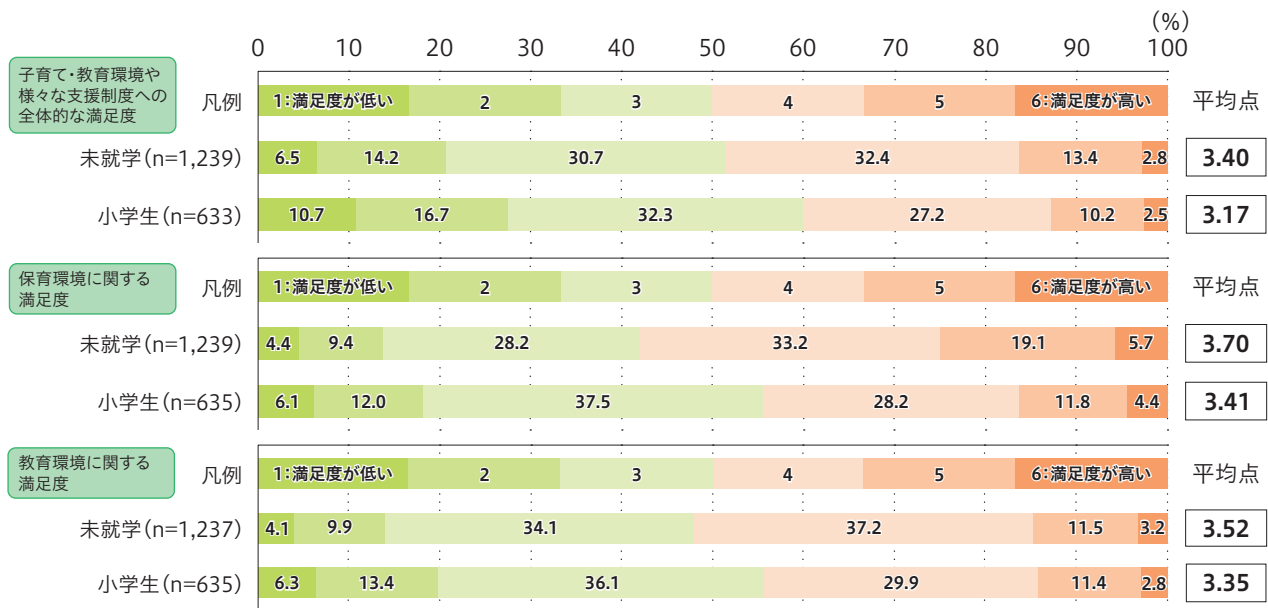
子育て支援へのニーズと対応すべき課題の状況



(1) 子育て・教育環境への満足度

子育て・教育環境や様々な支援制度等の満足度をみると、未就学児童保護者は、小学生保護者に比べ満足度が高い傾向にあります。特に保育環境の満足度が高い状況です。

図 17 子育て・教育環境や様々な支援制度への満足度



出典：安曇野市「子育て支援に関するアンケート調査（令和5年）」
※平均点は、「満足度が低い」を1点から「満足度が高い」を6点とし、算出した。

図 18 本市の子育て・教育環境に対する保護者の意見（抜粋）

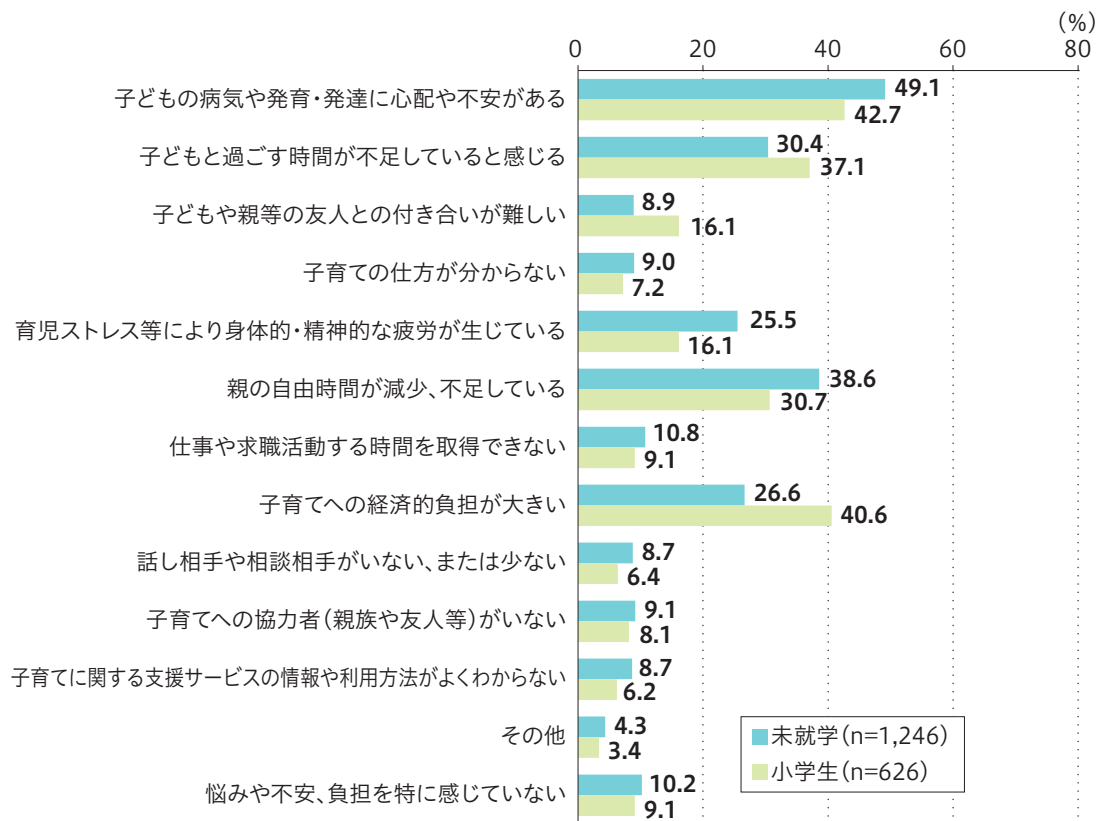
カテゴリ	良いところ	課題・要望
自然・生活環境	・空気がきれい自然に近い ・自然に近いが、ほどよく便利で子育てしやすい ・広い公園が多くあり、充実している	・悪天候の日に子どもが遊べる場が少ない ・習い事の種類の少ない
身近な施設	・児童館が多く、それぞれに特色があり、充実している ・図書館が充実している	・児童館や公民館の施設が老朽化している ・放課後児童クラブの受入れ体制を充実させてほしい
教育・保育施設	・こども園で自然と触れあえる行事が多い	・こども園の3歳未満児の空きがない ・希望した近くの保育園に通えなかった ・幼稚園が少なく、選択肢がない ・育休中の保育園への通園を可能にしてほしい
小学校	・課外授業、校外学習、料理など、勉強以外のカリキュラムが充実している ・子育ての悩みに対して丁寧に対応してくれている	・いじめ、不登校を手厚く支援してほしい ・発達に心配のある子ども、保護者への支援を充実させてほしい
経済的支援	・子どもの医療費の自己負担が500円で良いため、非常に助かっている	・インフルエンザ予防接種の費用助成の増額 ・多子世帯への支援が少ない
情報共有・手続き	・母子手帳や予防接種、情報提供などがデジタル化されている	・移住者には必要な情報が伝わりにくい

出典：安曇野市「子育て支援に関するアンケート調査（令和5年）」

(2) 子育ての悩み・不安

子育てに関する悩み・不安については、未就学児童・小学生保護者ともに「子どもの病気や発育・発達に心配や不安がある」が高くなっています。2番目をみると、未就学児童保護者では「親の自由時間が減少、不足している」が、小学生保護者では「子育てへの経済的負担が大きい」の割合が高くなっています。

図 19 子育ての悩み・不安の内容（複数回答）



出典：安曇野市「子育て支援に関するアンケート調査（令和5年）」

5

若者の結婚・出産に関する状況と意向

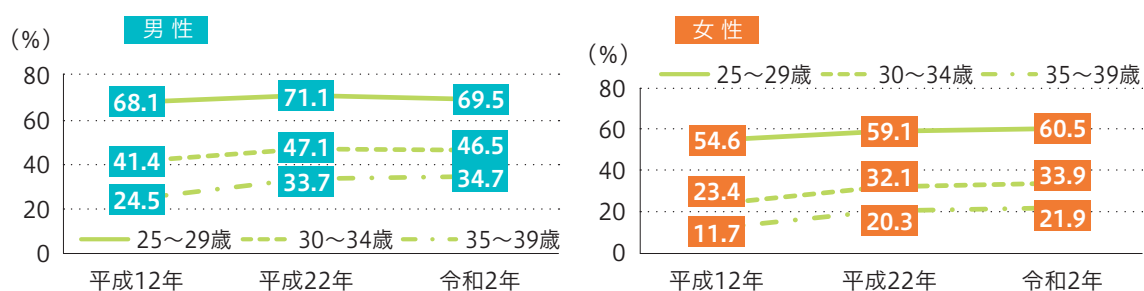


(1) 結婚・出産意向の状況

①未婚率の推移

本市の25～39歳の未婚率は、男性は平成22年にかけて増加した後、34歳以下はやや下がり、35～39歳はやや増加しました。女性はいずれの世代も増加を続けています。

図20 25～39歳の未婚率の推移



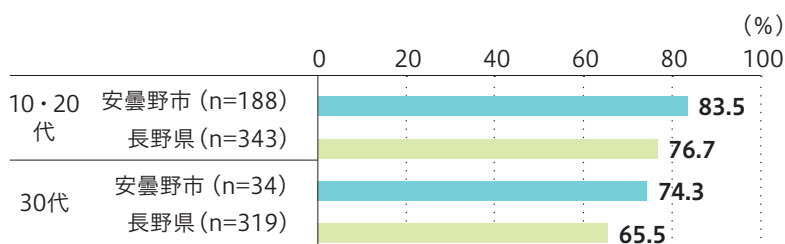
出典：総務省「国勢調査」

※平成12年は、豊科町、穂高町、三郷村、堀金村、明科町の合計

②結婚意向

本市の若者の結婚意向は、長野県と比較するとやや高くなっています。また、県と同様に、10・20代に比べ30代は結婚意向がある割合が約10ポイント低下します。

図21 結婚意向を持っている若者の割合



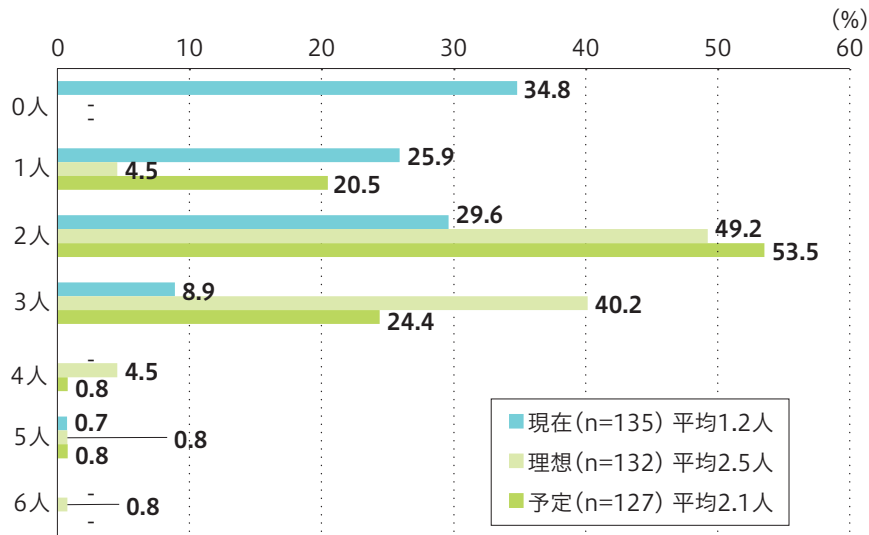
出典：安曇野市「若者の意識と生活に関する調査（令和6年）」

長野県将来世代応援県民会議「長野県民の結婚・出産・子育てに関する意識調査（令和5年）」

③希望する子どもの人数

15～39歳の学生以外の若者が理想とする子どもの数及び実際に持つ予定の子どもの数は、いずれも「2人」が約半数で最も高くなっています。理想と予定の差を見ると、「1人」は予定が理想を約16ポイント上回り、一方で「3人」は予定が理想を約16ポイント下回っています。平均数をみても、理想は2.5人であるのに対して予定は2.1人であり、望みを叶えることが難しい家庭が多いことが見てとれます。理由としては、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」「自分の仕事（勤めや家業）に差し支えるから」が多く挙がっています。

図22 子どもの数についての現状・意向（15～39歳の学生以外）



出典：安曇野市「若者の意識と生活に関する調査（令和6年）」

6

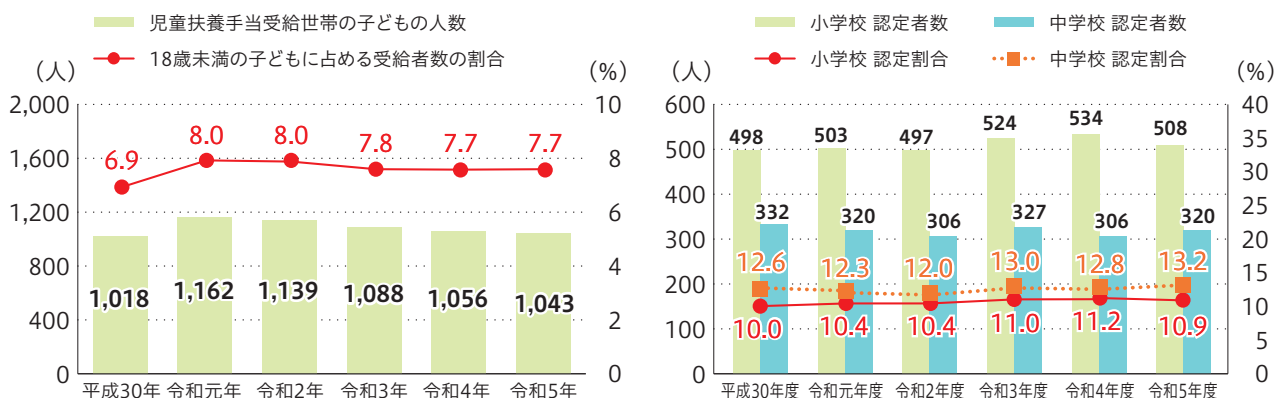
経済的に困窮している家庭の状況



(1) 児童扶養手当受給者数、就学援助認定者数の推移

児童扶養手当受給者数の割合は、令和元年以降約 7% で概ね横ばいとなっています。就学援助認定者数の割合は、小学生が 10 ～ 11%、中学生が 12 ～ 13% で概ね横ばいとなっています。

図 23 児童扶養手当受給者数の推移（左）と就学援助認定者数の推移（右）



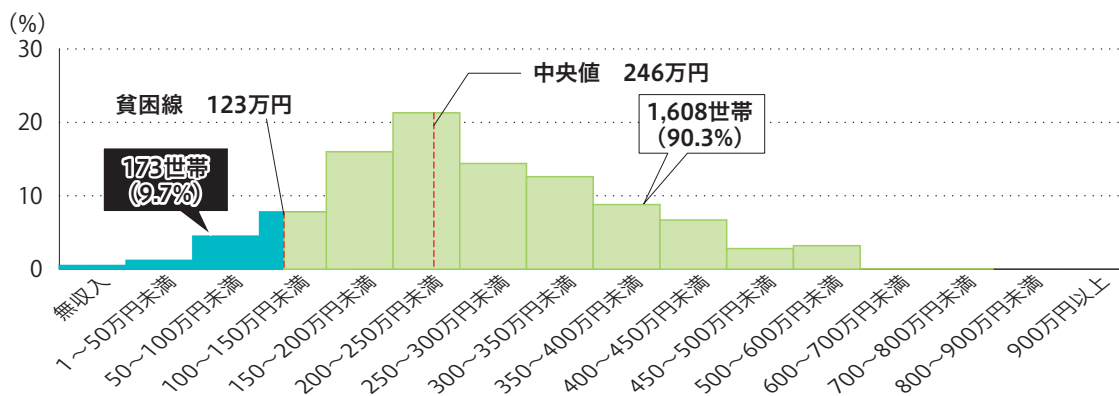
出典：安曇野市 子ども家庭支援課、学校教育課、家庭児童相談室

(2) 相対的貧困家庭の推定と格差の状況

①本市の相対的貧困家庭の推定

令和 5 年の未就学児童・小学生の保護者に対するアンケートから本市の相対的貧困家庭の推定を行ったところ、本市における貧困線³は 123 万円、貧困線を下回る相対的貧困家庭は 9.7% (173 世帯) となりました（以下、相対的貧困家庭以外を「一般家庭」と言う）。

図 24 等価可処分所得の分布と相対的貧困家庭の推定



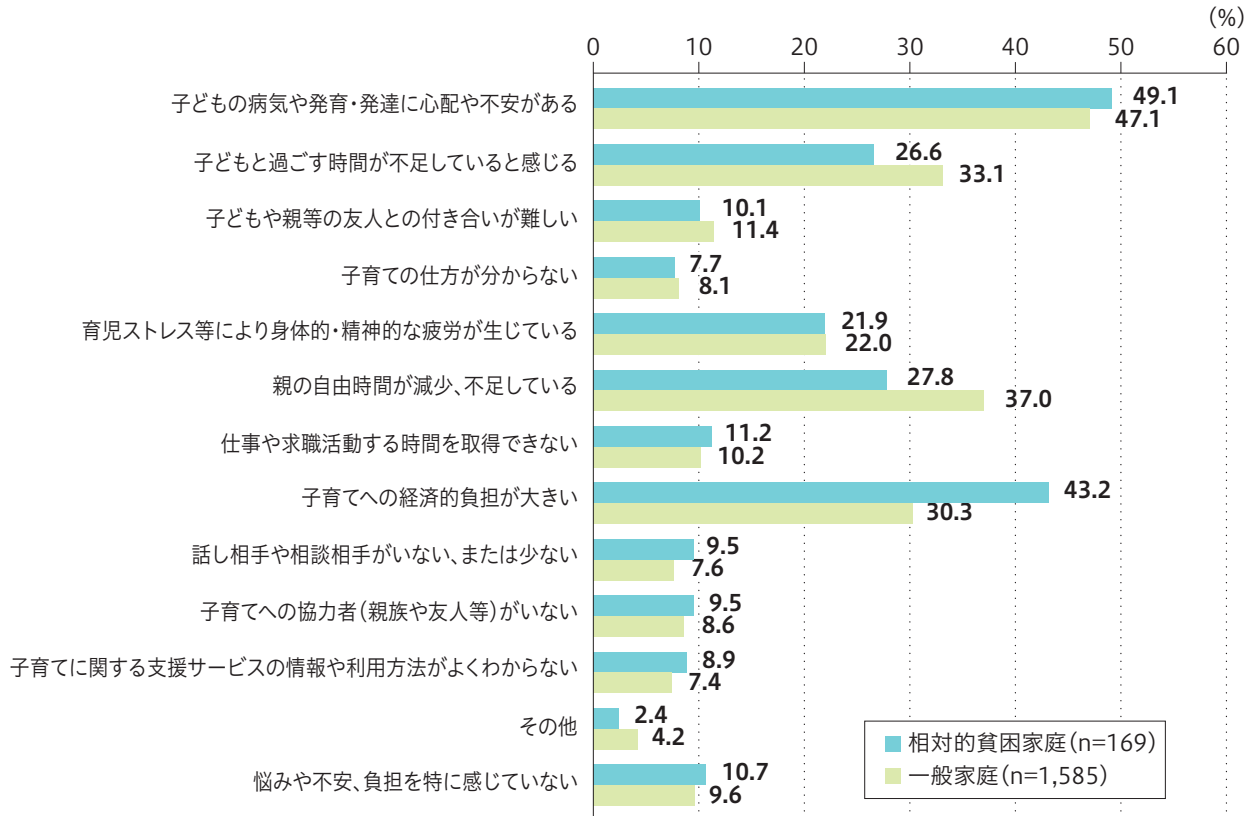
出典：安曇野市「子育て支援に関するアンケート調査（令和 5 年）」

3 世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で調整した所得（等価可処分所得）の中央値（所得を多い順に並べた時にちょうど真ん中に来る値）の半分の値とした。

②相対的貧困家庭における子育ての不安・悩み

子育ての悩み・不安をみると、相対的貧困家庭では一般家庭と比べて「子育てへの経済負担が大きい」という割合が高くなっています。

図 25 相対的貧困家庭・一般家庭の子育ての悩み・不安（複数回答）

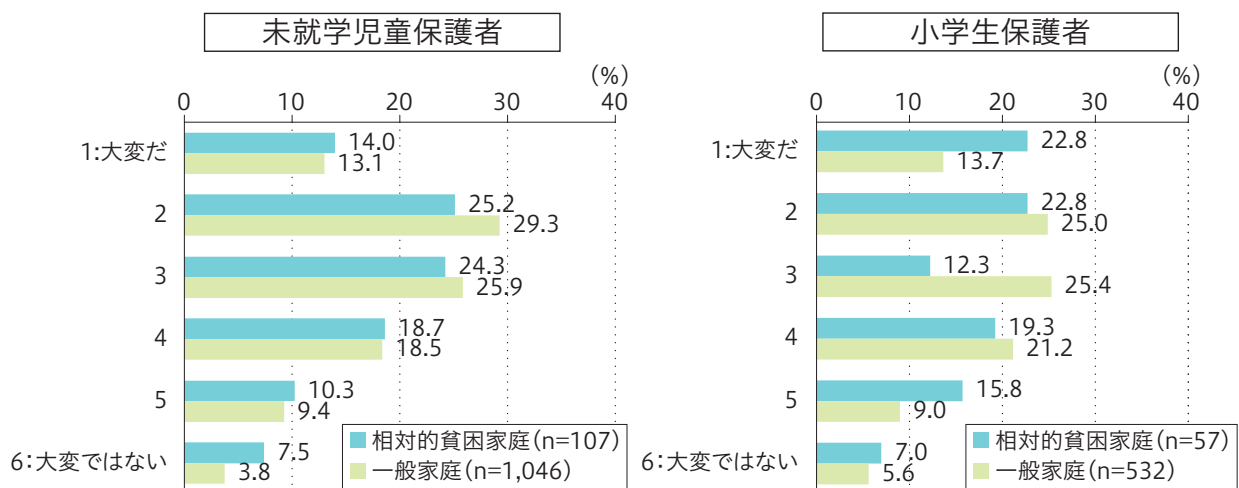


出典：安曇野市「子育て支援に関するアンケート調査（令和5年）」

③相対的貧困家庭における子育ての負担感

小学生の保護者は、一般家庭に比べて相対的貧困家庭の子育てが大変とする割合が高くなっています。また、相対的貧困家庭同士を比べると、未就学児童の保護者に比べて小学生の保護者は子育てが大変と感じる傾向にあります。

図 26 子育ての大変さ



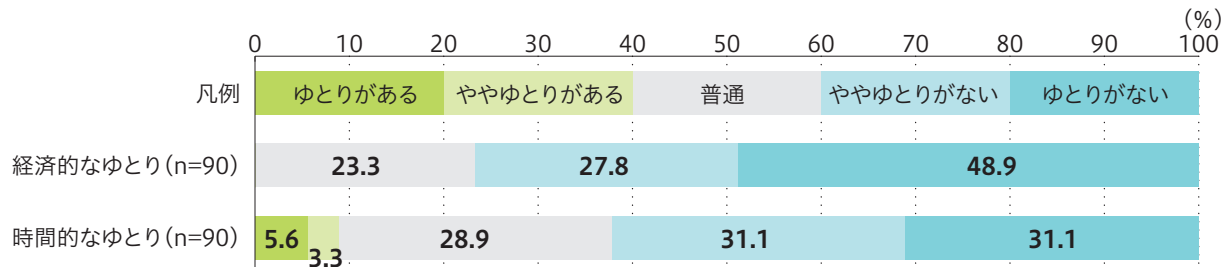
出典：安曇野市「子育て支援に関するアンケート調査（令和5年）」

(3) 子どものいる困窮世帯⁴における生活状況と進学の見通し

①経済的、精神的ゆとりの状況

子どものいる困窮世帯においては、「経済的なゆとり」がないとする回答が多だけでなく、「時間的なゆとり」についてもないとする回答が多くなっています。

図 27 経済的、精神的ゆとりの状況



出典：安曇野市「子どもと家庭の生活状況調査（令和 6 年）」

②食事の頻度

朝食及び夏休みや冬休み等の長期休暇期間の昼食について、本市の困窮世帯は一般家庭（長野県）に比べて「毎日食べる」とする割合が低くなっています。

図 28 困窮世帯における食事の頻度

<朝食>

	毎日食べる	週 5 ～ 6 日	週 3 ～ 4 日	週 1 ～ 2 日 ほとんど食べない
安曇野市（困窮世帯）（n=89）	78.7%	11.2%	4.5%	5.6%
長野県（一般家庭）（n=2043）	92.8%	4.1%	0.8%	2.3%

<長期休暇期間の昼食>

	毎日食べる	週 5 ～ 6 日	週 3 ～ 4 日	週 1 ～ 2 日 ほとんど食べない
安曇野市（困窮世帯）（n=89）	88.8%	4.5%	4.5%	2.2%
長野県（一般家庭）（n=2043）	95.3%	3.3%	0.9%	0.5%

出典：安曇野市「子どもと家庭の生活状況調査（令和 6 年）」
長野県「子どもと家庭の生活状況調査（令和 3 年）」

⁴ 本市の令和 6 年 7 月時点での児童扶養手当全部支給世帯及び 18 歳未満の子どものいる生活保護世帯を「子どものいる困窮世帯」と表現している。

③医療機関の受診状況

過去1年間に、何らかの理由で医療機関で受診する必要があるながら受診させられなかった経験について、本市の困窮世帯は一般家庭（長野県）に比べて約10ポイント高く、子どもが適切な医療を受けられていない可能性があります。

図29 過去1年間に、医療機関で受診させた方がよいと思ったが、実際には受診しなかったこと

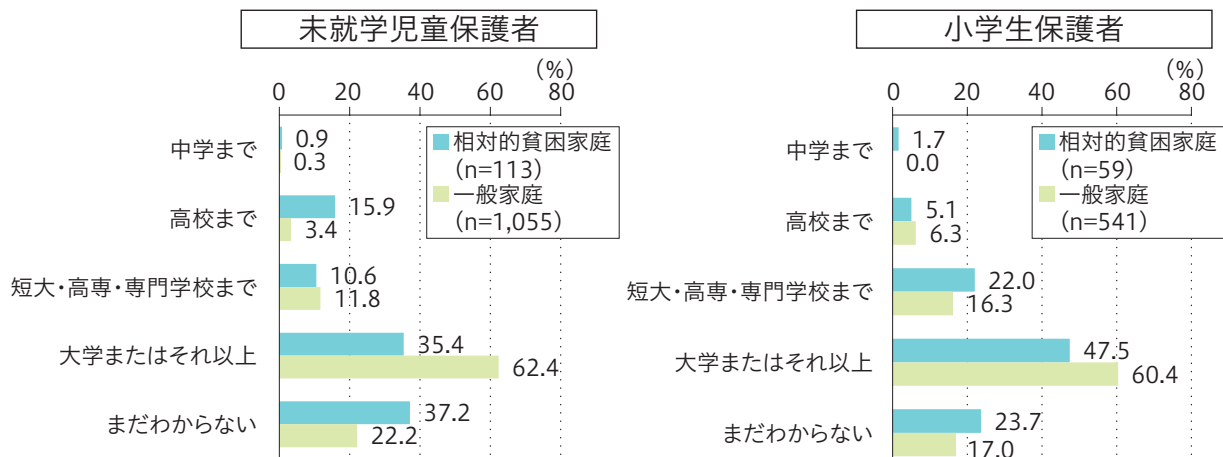
	あった	なかった
安曇野市（困窮世帯）（n=90）	21.1%	78.9%
長野県（一般家庭）（n=2091）	10.7%	89.3%

出典：安曇野市「子どもと家庭の生活状況調査（令和6年）」
長野県「子どもと家庭の生活状況調査（令和3年）」

④進学の見通し

相対的貧困家庭においては、子どもを将来大学またはそれ以上まで進学させたい割合が一般家庭に比べ低くなっています。未就学児童の保護者では、高校までとする割合が一般家庭に比べ高くなっています。

図30 将来の進学の見通し



出典：安曇野市「子育て支援に関するアンケート調査（令和5年）」

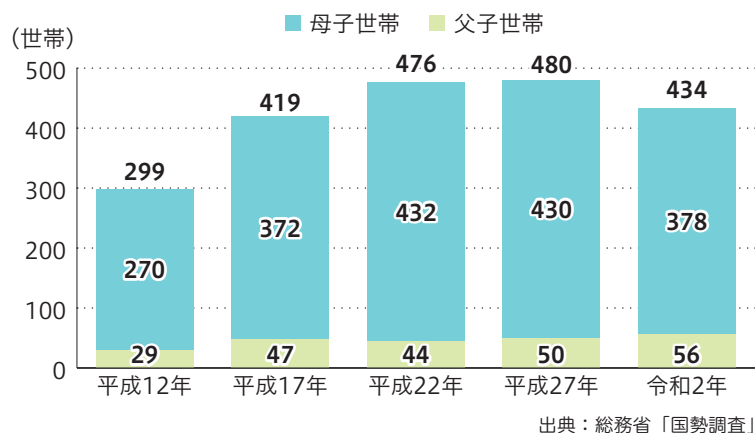
様々な困難を有する子どもと 家庭の状況



(1) ひとり親家庭の状況

ひとり親家庭のうち、母子世帯は平成 22 年まで増加しましたが、以降は減少しています。一方で、父子世帯は増加傾向にあります。

図 31 母子・父子家庭の世帯数の推移



(2) 家庭児童相談室への相談の状況

相談件数は増加傾向にあり、特に養育不安⁵等が増加しています。児童虐待については、令和 4 年度は前年度比で半数に減りましたが、令和 5 年度は再び増加に転じています。

図 32 家庭児童相談室への新規相談受付件数と内容

単位：件

年度	児童虐待 (疑い含む)	養育不安等	育児・ しつけ等	不登校相談	非行相談	障がい相談	その他	合計
平成 30 年度	69	74	20	2	0	0	3	168
令和元年度	112	68	14	3	3	0	2	202
令和 2 年度	119	103	14	8	4	3	0	251
令和 3 年度	122	137	8	6	3	1	3	280
令和 4 年度	64	201	12	6	3	3	7	296
令和 5 年度	92	174	24	5	6	4	12	317

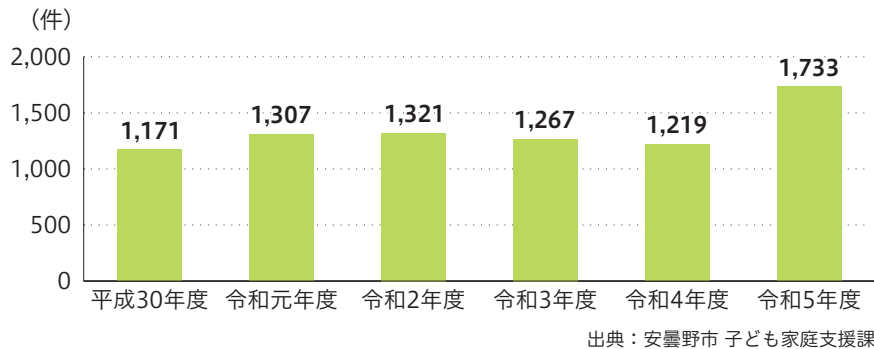
出典：安曇野市 子ども家庭支援課

⁵ 育児や育児行為によって引き起こされる漠然とした不安や恐怖の感情で、「育児に対する不安」「子どもの成長や発達についての不安」「育児能力に対する不安」「育児の負担や拘束感に対する不安」等があります。

(3) 障がい・発達に特性のある子ども等の相談状況

0～18歳の子どもの相談・支援を行っている子ども発達支援相談室への相談件数は増加傾向にあり、特に令和5年度に大幅に増加しています。近年は、発達だけでなく、就学以降の不登校対策や集団不適應等についての相談が増加しています。

図33 子ども発達相談支援相談件数の推移

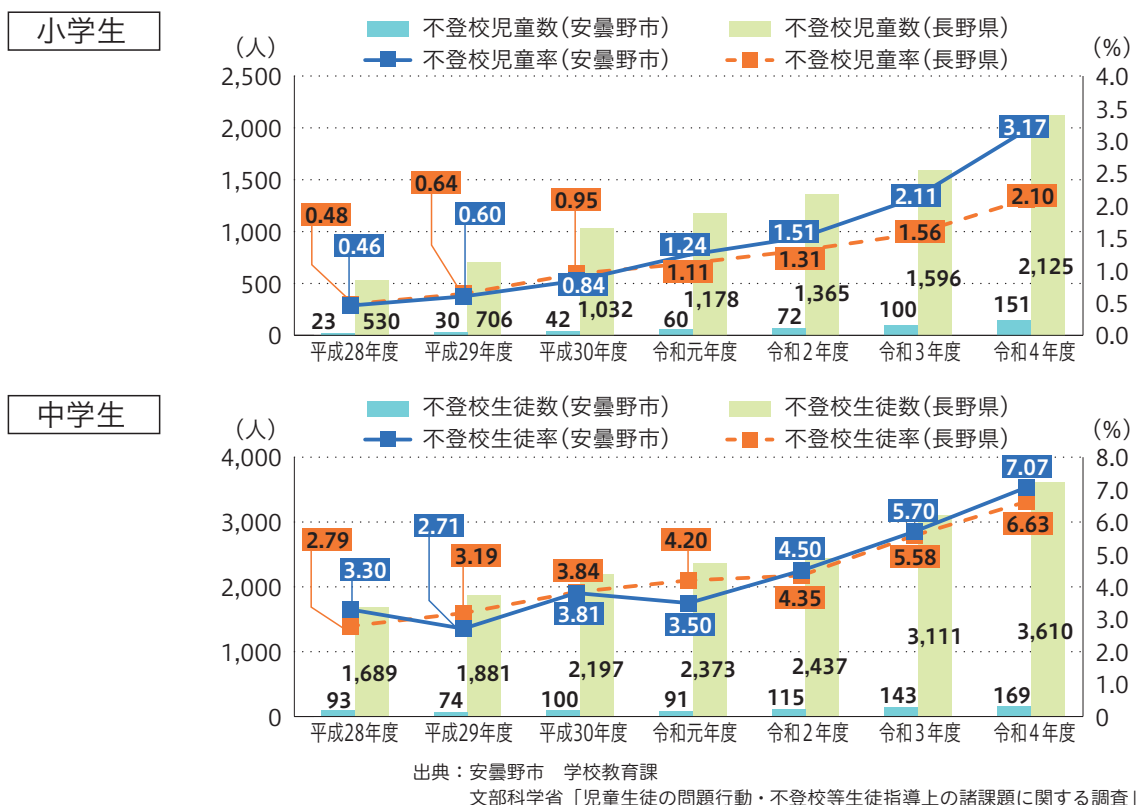


(4) 不登校・ひきこもり等の状況

①不登校の児童・生徒数の推移

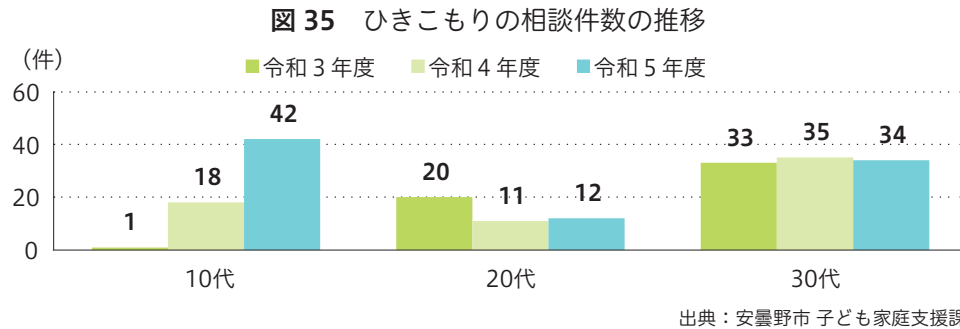
本市の小学生・中学生ともに全般的に増加傾向にあり、平成28年度と令和4年度の児童・生徒数と比べると、小学生が約6.6倍、中学生が1.8倍となっています。小学生は県(同期間の増加率4.0倍)と比べても著しく増加しています。

図34 不登校の児童・生徒数の推移



②ひきこもりの相談件数の推移

ひきこもりについての相談件数は、10代が大きく増加し、20代は減少傾向にあります。



(5) 児童虐待の状況

児童虐待の相談件数は、平成30年度から令和3年度にかけて増加した後、令和4年度に減少しましたが、令和5年度は再び増加に転じ、年間92件となっています。

令和5年度の相談の内訳としては、心理的虐待が最も多く、次いで身体的虐待となっています。年齢別にみると、0～12歳までが多くなっています。

図 36 児童虐待の相談件数（左）と令和5年度の虐待の内訳（右）

単位：件

年度	児童虐待 (疑い含む)	年齢区分	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	保護者の怠慢・拒否 (ネグレクト)	合計
平成30年度	69	0～2歳	1	0	9	9	19
令和元年度	112	3～6歳	12	0	8	8	28
令和2年度	119	7～12歳	8	0	12	4	24
令和3年度	122	13～15歳	6	0	8	0	14
令和4年度	64	16～18歳	4	0	3	0	7
令和5年度	92	合計	31	0	40	21	92

出典：安曇野市 健康推進課

(6) 子ども・若者の自殺の状況

市全体では毎年20人程度、20歳未満から30代では0～7人程度で推移しています。本市では「自殺対策計画」を策定し、子ども、若者に対して必要な支援に取り組んでいます。

図 37 総自殺者数と若者の自殺者数の推移

単位：人

年	市合計	年代			
		合計	20代未満	20代	30代
平成30年	17	4	0	2	2
令和元年	15	6	1	3	2
令和2年	17	3	2	0	1
令和3年	9	0	0	0	0
令和4年	20	7	1	3	3
令和5年	14	4	1	1	2

出典：安曇野市統計（厚労省「地域における自殺の基礎資料」）

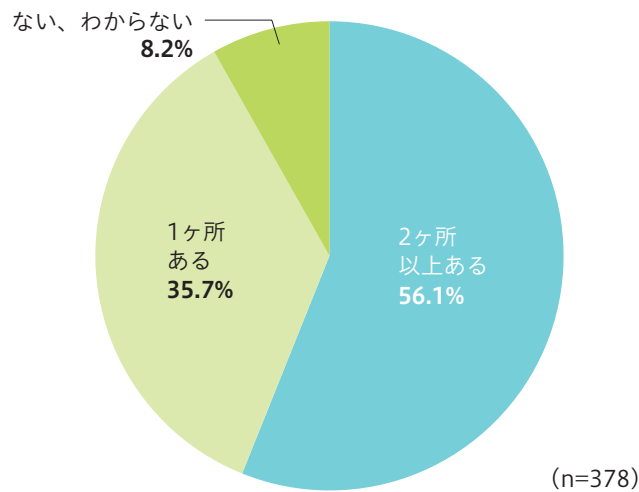
(7) 若者の居場所

①若者の居場所の状況

本市の15～39歳の若者にとって居場所（ほっと出来る場所や居心地の良い場所）が「2ヶ所以上ある」割合は半数を超えている一方で、「ない・わからない」割合が8.2%となっています。

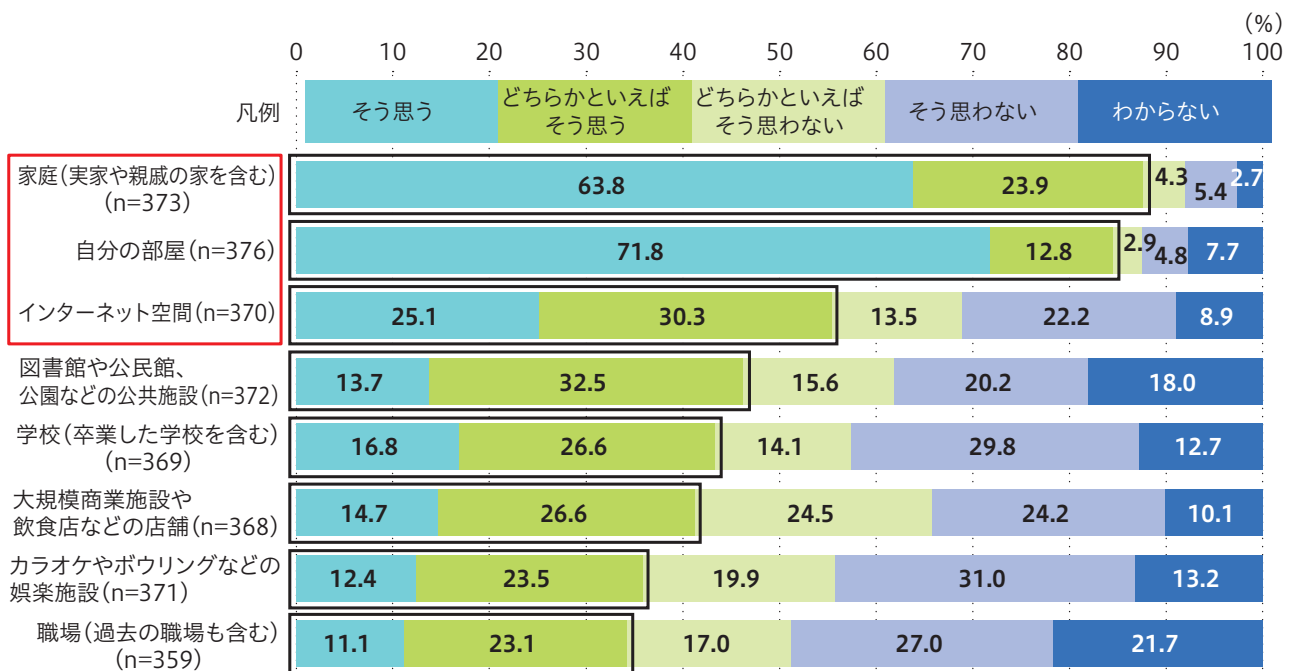
居場所の内容としては、自分の部屋や家庭のほか、インターネット空間等の仮想空間を居場所と感じている割合も半数を超えている一方で、店舗や娯楽施設のほか、学校や職場を居場所と感じている割合は半数を切っています。また、学校は公共施設よりも居場所として感じている割合が低くなっています。

図38 ほっとできる場所や居心地の良い場所の数



出典：安曇野市「若者の意識と生活に関する調査（令和6年）」

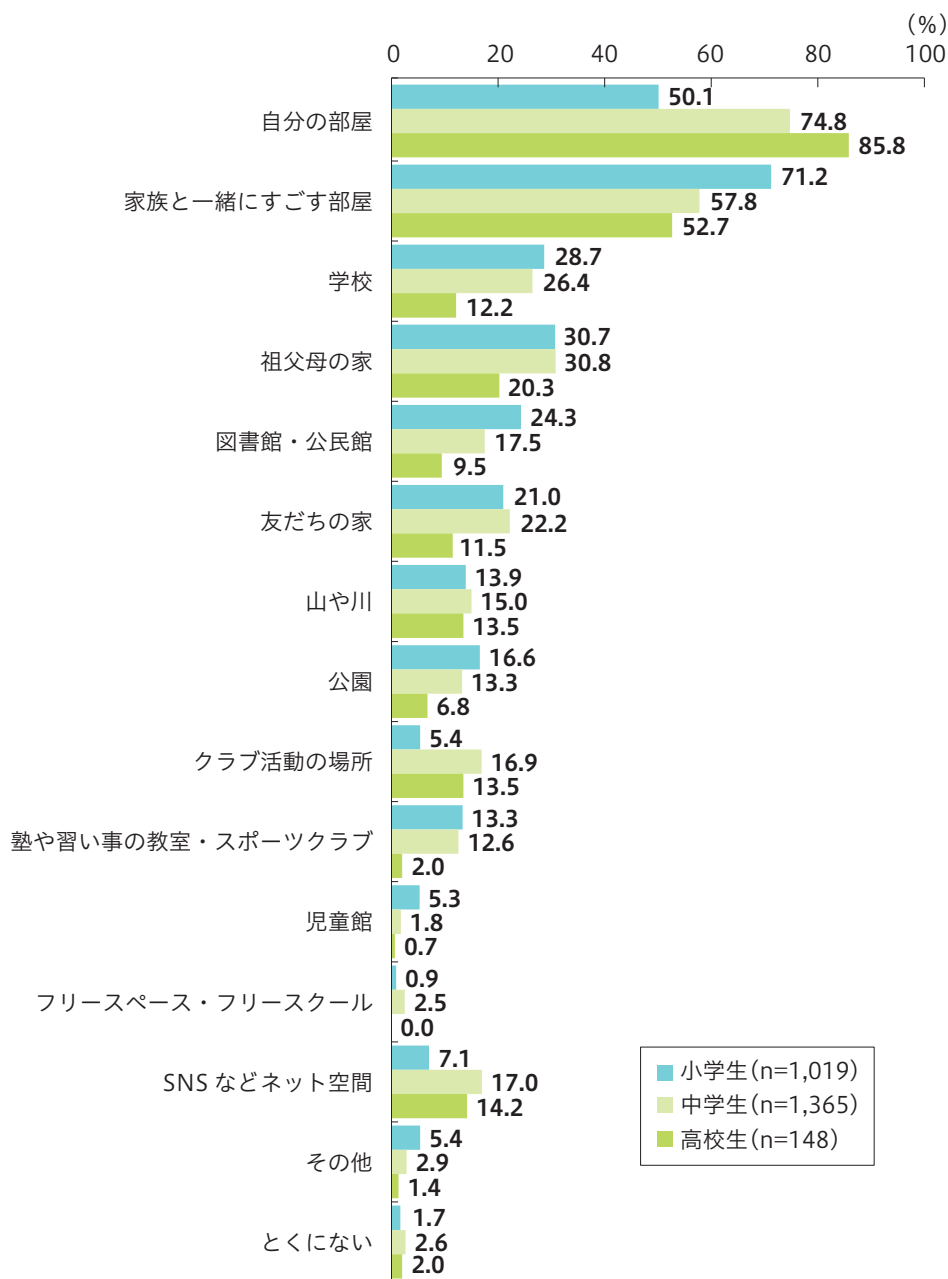
図39 ほっとできる場所や居心地の良い場所になっているか



出典：安曇野市「若者の意識と生活に関する調査（令和6年）」

本市の小学生から高校生にとってほっとできる場所は、「自分の部屋」の割合が最も高く、次いで「家族と一緒に過ごす部屋」となっています。年齢別にみると、学年が上がるほど、「自分の部屋」の割合が高く、「家族と一緒に過ごす部屋」「学校」をはじめ、「自分の部屋」以外の場所は低くなる傾向があります。「クラブ活動の場所」「SNS などネット空間」については、小学生から中学生にかけて割合が上昇しており、居場所の選択肢が広がっていることがみられます。また、「山や川」については、割合は高くはないもののどの年齢でも 15%程度が居場所としています。

図 40 ほっとできる場所（複数回答）



出典：安曇野市「教育振興基本計画にかかる児童・生徒アンケート調査（令和 6 年）」

②若者の居場所と自己評価との関係

居場所の数と自己評価には相関性が見いだせます。例えば、居場所の数が多いほど、「今の自分が好きだ」「将来に明るい希望を持っている」「自分の強みや弱みを把握している」と感じる割合が高く、居場所の数が少ないほど、「自分は役に立たないと感じる」や「自分は取り残されていると感じる」と感じる割合は高くなっています。

図 41 居場所の数と自己評価の関係
＜居場所の数×「今の自分が好きだ」のクロス集計＞

今の自分が好きだ 居場所の数	あてはまる	どちらかといえば あてはまる	どちらかといえば あてはまらない	あてはまらない
2ヶ所以上ある (n=135)	31.9%	46.7%	16.3%	5.2%
1ヶ所ある (n=85)	14.1%	44.7%	24.7%	16.5%
ない、わからない (n=26)	7.7%	23.1%	34.6%	34.6%

＜居場所の数×「自分は役に立たないと感じる」のクロス集計＞

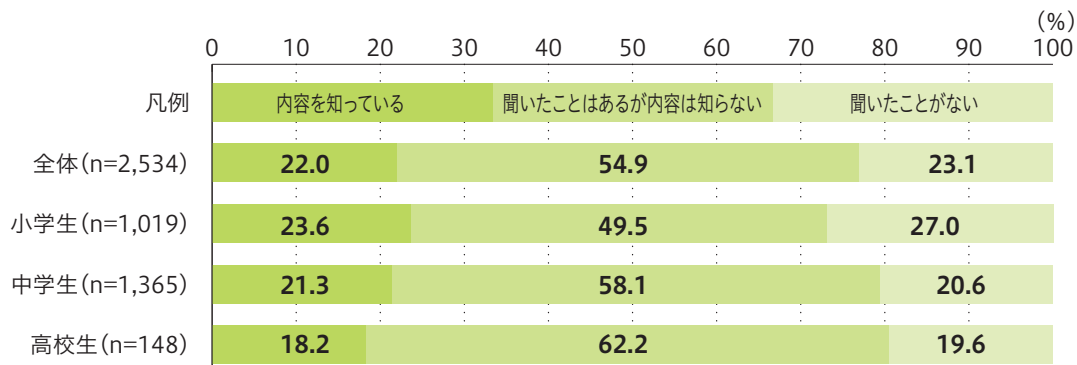
自分は役に立たないと感じる 居場所の数	あてはまる	どちらかといえば あてはまる	どちらかといえば あてはまらない	あてはまらない
2ヶ所以上ある (n=135)	5.2%	21.5%	37.8%	35.6%
1ヶ所ある (n=85)	18.8%	24.7%	31.8%	24.7%
ない、わからない (n=26)	26.9%	38.5%	26.9%	7.7%

出典：安曇野市「若者の意識と生活に関する調査（令和6年）」



児童・生徒へのアンケートによると、「子どもの権利」という言葉やその内容の認知度について、「内容を知っている」が22.0%、「聞いたことはあるが内容は知らない」が54.9%、「聞いたことがない」が23.1%となっています。学年が上がるごとに、「聞いたことはあるが内容は知らない」割合が増加しています。

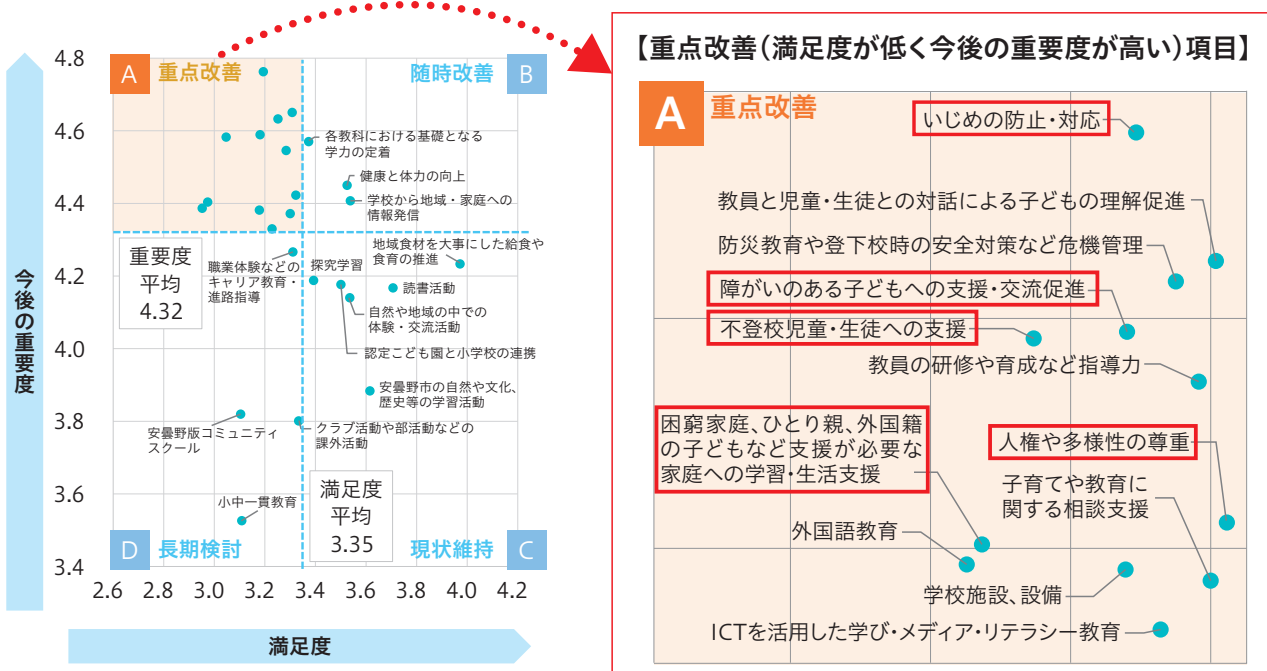
図 42 「子どもの権利」の言葉やその内容の認知度



出典：安曇野市「教育振興基本計画にかかる児童・生徒アンケート調査（令和6年）」

本市の学校教育についての保護者の意見として、人権や多様性の尊重をはじめ、困窮家庭、ひとり親、障がい、不登校、いじめ等について、満足度が低く、かつ今後の重要度が高くなっています。保護者の観点からも、子どもの権利については重点的に改善すべき分野と言えます。

図 43 学校教育の満足度・今後の重要度、重点改善項目



出典：安曇野市「教育振興基本計画にかかる保護者アンケート調査（令和6年）」

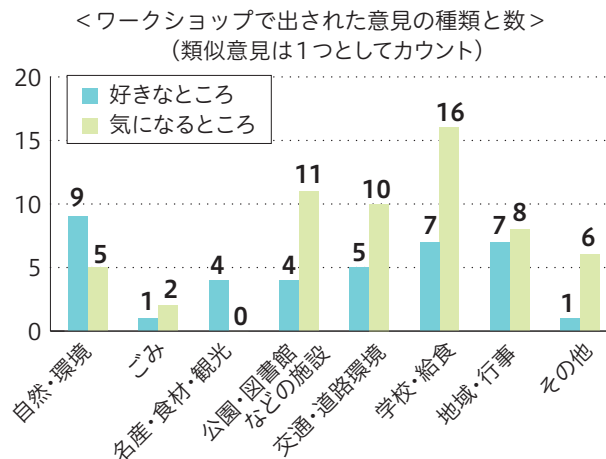
【参考】子どもの意見表明ワークショップの結果

(1) 「子ども若者意見ひろば」の開催

子どもの社会参画の促進と、意見やニーズ等の把握のために、令和6年7月に市内小中学生を対象にしたワークショップを開催しました。小学生14名、中学生10名の参加があり、「安曇野市の好きなおところ・気になるところ」、「安曇野市をもっとよくしていくためには、誰が、何をしたらよいか」について話し合いました。

(2) 子どもから出された意見

「市の好きなおところ」で最も多かったのは「自然・環境」に関するもので、「学校・給食」「地域・行事」が続きました。「市の気になるところ」については、「学校・給食」が最多で、「公園・図書館などの施設」「交通・道路環境」が続きました。



▲ワークショップの様子。市や学校への要望だけでなく、自分達が取り組むべきこととして20以上の具体案が出されました。

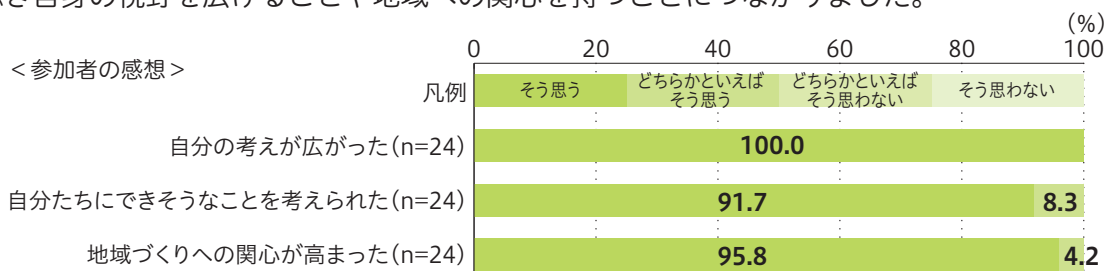
＜主な意見（抜粋）＞

テーマ	好きなおところ	気になるところ
自然・環境	自然が豊か。景色がいい。水が綺麗	自然に関する知識、保全活動が少ない
公園・図書館等	公園、図書館、博物館が多い	室内のあそび場が少ない
学校・給食	給食がおいしい。食材が新鮮！	学習にPCをもっと使いたい
地域・行事	あいさつする人が多い。伝統行事が多い	行事に参加する人が減っている

(3) 開催の効果

子ども視点での市の特徴や課題を把握することに加えて、参加者の子どもたちにとっても他人の意見を聴き自身の視野を広げることや地域への関心を持つことにつながりました。

＜参加者の感想＞



各種調査結果等から見える 本市の課題



(1) 少子化の状況と見通し

全国的に出生数の減少による少子化が進行しており、今後も少子化は続く見通しです。全国と同様、本市においても、出産適齢期にあたる女性人口が減少傾向にあることに加えて、経済的な不安等から、出産・子育てに慎重になる傾向がみられます。

少子化を緩和するには、子どもの養育や教育にかかる経済的な負担の軽減、子育てと仕事の両立等を含めた総合的な対策を講じることが必要であり、本市としても幅広い部局の連携により、少子化対策を推進することが必要です。

(2) 家庭と職場の状況

本市の20～30歳代の女性の就業率は、他の世代よりも低く、いわゆるM字カーブがみられます。雇用者側の育児休業や柔軟な働き方を認める制度が十分に機能していない可能性があります。一方、保護者アンケートから家庭の状況をみると、共働き世帯が増加していることがうかがえます。これに連動して、3歳未満児の保育の利用が増加傾向にあり、小学生の放課後児童クラブの利用ニーズも高くなっています。

一方で、家庭内の育児に協力したり、育児休業を取得したりする父親の比率が高くなっており、男女共同参画の観点からは前進がみられます。また、テレワーク等の普及による柔軟な働き方が広がりつつあります。

こうした家庭や仕事を取り巻く環境の変化に対応していくことが必要です。

(3) 幼児期の教育・保育サービスの提供の状況

3～5歳の教育・保育利用量は少子化により減少傾向にありますが、共働きの増加等により3歳未満児の利用量は増加傾向が続いています。

3歳未満児の保育には、より多くの保育士の確保が必要となるため、今後のニーズ量を正確に予測することが求められます。

また、幼児期の教育・保育に対する保護者のニーズが多様化しており、保育の量に加えて質の確保をすることが必要です。本市の公立認定こども園は全て信州型自然保育の認定を受けており、保育に安曇野の自然や地域資源を活用した体験を取り入れています。この取組には地域の理解や協力が不可欠となります。

(4) 子どもの権利の保障

こども計画では、子どもを権利の主体として社会が認識し、その権利を保障することの推進が求められています。平成元年に国連総会において採択され、平成6年に日本が批准した子どもの権利条約では、「生きる」「育つ」「守られる」「参加する」の4つを基本的な柱としています。本市においては、母子保健、家庭児童相談、幼児期の教育・保育等の提供を通じて、子どもの権利の保障に努めてきましたが、社会全体の意識の改革や子どもの意見表明、社会参画の機会を確保していくことが、これまで以上に求められます。

(5) 子どもの貧困の解消を図る対策

令和5年に実施した未就学児童・小学生のいる保護者へのアンケートでは、相対的貧困率は9.7%で、類似調査で算出された国全体の11.5%よりもやや低くなっています。相対的貧困家庭では、それ以外の家庭に比べ、子育てへの経済的負担が強く感じられており、子どもの進学の見通しにおいても高校までとする回答比率が高くなっています。

貧困によって、子どもの教育や体験の格差が生じる恐れがあり、公的支援に加え、民間の力も活用しながら貧困の解消を図っていくことが求められます。

(6) 様々な困難を有する子ども・若者と家庭への支援

少子化のなかにあっても、養育不安・児童虐待・発達障がい・不登校・ひきこもり等の相談件数は減少することなく、困難を有する子ども・若者と家庭が増えていることがうかがえます。

保護者や子ども・若者が困った時に相談できる場を確保するとともに広く周知し、必要に応じて専門機関につなぎ、継続的に支援する体制を構築することが求められます。

第 3 章

計画の基本的な考え方

1

計画の基本理念と目標



【安曇野市のこども施策の基本理念】

自然・地域・人が紡ぐ こどもが輝くまち 安曇野

子ども・若者は家庭や地域に活力を生み出す大切な「宝」であり、子どもが心身ともに健やかに育つことは次の時代をつくる大きな原動力になります。保護者が子育てについての第一義的な責任を有するという基本認識のもと、家庭・地域・学校・職場・行政等の地域全体の人々が協力して子ども・若者の成長を支える必要があります。

こどもまんなか社会の実現に向けて、安曇野の豊かな自然、地域資源、多様な人たちの中で、子ども・若者自ら一人ひとりがかけがえのない輝きを持つ主役であることを実感するとともに、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送れるように以下の基本目標を定めます。

基本目標

- 子ども・若者がたくましく、健やかに成長できるまち
- 子ども・若者が自立し、安心して暮らせるまち
- 地域全体で子ども・若者、子育てを支えるまち

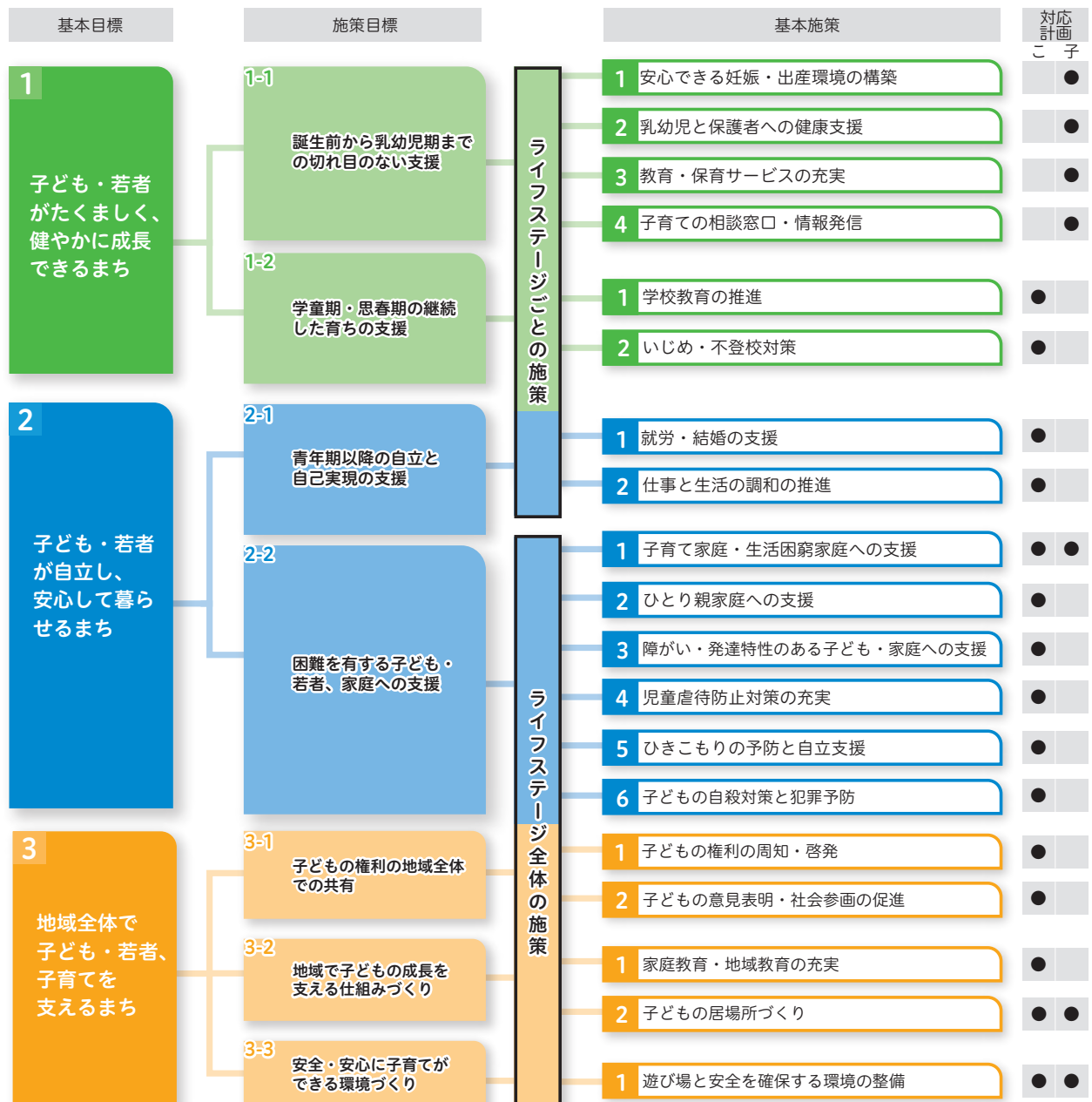
2 施策の体系



本市のこども施策は、基本理念に基づき、下記施策体系に沿って「こども計画」及び「第3次子ども・子育て支援事業計画」の2つの計画で施策等を展開します。

ただし、本市のこども計画の策定方針にのっとり、「こども計画」は「第3次子ども・子育て支援事業計画」の内容を組み入れて策定しています。

こども施策体系



対応計画：こ→こども計画、子→子ども・子育て支援事業計画

第4章

施策の展開

※関連する事業にある記号は以下の意を示す

【新】：本計画期間中に新たに開始する事業

【拡】：既存事業だが、従来よりさらに注力する事業

基本目標 1

子ども・若者がたくましく、健やかに成長できるまち

保護者に対し妊娠から子育て期までの切れ目のないサポートを行うとともに、豊かな自然や地域での多様な交流・体験を通じて、全ての子どもがたくましく健やかに育まれるまちを目指します。

成果指標

No	指標名	単位	現状値 (R5)	目標値 (R11)	担当課
①	出産・子育てがしやすい地域であると思う 市民の割合 出典：市民意識調査（総合戦略 KPI）	%	34.6	40.6	子ども家庭 支援課
②	保育環境に対して満足している保護者の割合 出典：保護者ニーズ調査（4 点以上の回答者の割合）	%	53.4	54.0	子ども家庭 支援課
③	待機児童数 出典：実績値（総合戦略 KPI）	人	0	0	こども園 幼稚園課
④	主体的・対話的で深い学びができている 児童・生徒の割合 出典：市民意識調査（総合計画指標）	%	83.1	90.0	学校教育課
⑤	学校給食での地場産物（安曇野産）の使用割合 出典：実績値（総合計画指標）	%	28.1	29.4	学校給食課
⑥	「困りごとや不安があるときに、先生や学校 にいる大人にいつでも相談できると感じている」児童・生徒の割合 出典：全国学力・学習状況調査	%	小学生 70.8 中学生 68.1	小学生 73.6 中学生 70.4	学校教育課

施策目標 1-1

誕生前から乳幼児期までの切れ目のない支援

3 すべての人に
健康と福祉を4 質の高い教育を
みんなに

子どもにとって乳幼児期は健康な心身をつくるうえで最も大切な基礎となる時期です。一方で、核家族や共働き世帯の増加により、妊娠や出産に伴う保護者の不安や負担感は増しています。

子どもの誕生前の妊娠期から乳幼児期までの切れ目のない丁寧な支援体制を構築します。また、質の高い教育・保育を提供するとともに、保護者の負担感を軽減していきます。

基本施策 1 安心できる妊娠・出産環境の構築

安心して妊娠・出産ができるように、妊娠から出産にかけて母子の健康の保持増進を支援します。また、子どもを望む夫婦へ不妊・不育症の治療費の一部を支援します。さらに、安心して妊娠・出産できるように広域連携を行い、地域の医療体制の確保に努めます。

施策 1：妊娠期における母子の健康管理や健康の保持増進を図るための支援

- ・母子健康手帳交付、面談等の相談支援を行い、母子の健康管理や健康の保持増進を支援します。また、個別に支援が必要な場合は関係機関と連携を図り、切れ目のない支援を行います。

【関連する事業】【拡】こども家庭センター（母子保健機能）の運営、母子健康手帳の発行、妊婦等訪問（パパママ相談）、妊婦一般健康診査、出産育児一時金、【新】産前産後期間の国民健康保険税の減免、【新】産前産後期間の国民年金保険料の減免、【新】国民健康保険税の未就学児均等割軽減、【拡】妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援、妊婦歯科健診、母乳・育児相談、両親学級

- ・子ども家庭支援課
- ・健康推進課
- ・国保年金課

施策 2：不妊・不育症治療の支援

- ・不妊・不育症治療を行っている夫婦の経済的負担を軽減するため、治療費の一部を助成します。

【関連する事業】不妊・不育症治療費助成

- ・健康推進課

施策 3：地域の産科医療体制の確保

- ・産科医療体制を確保するため、松本・大北圏域の分娩医療機関と健診協力医療機関との連携を促進します。

【関連する事業】松本地域出産・子育て安心ネットワーク

- ・健康推進課

基本施策 2 乳幼児と保護者への健康支援

保護者が子どもの成長や発達の状況を理解するとともに、規則正しい生活ができるよう、母子の健康管理や育児支援、健全な食生活の習得等の支援を行います。

個別に支援を要する場合は支援方針を検討し、関係機関と連携を図りながら必要なサービスにつなげます。

施策 1：出産後における母子の健康管理や健康の保持増進を図るための支援

- ・ 乳幼児の健やかな発達のため、新生児聴覚検査やオプション新生児スクリーニング検査等の検査費用を助成します。
- ・ 乳幼児と産後の母親の健康の保持増進のため、健康診査や健康相談等を行います。また、病気の重症化予防・発症予防のために、予防接種の実施体制の確保、夜間・休日の医療体制等の確保に努めます。

【関連する事業】 【拡】 こども家庭センター（母子保健機能）の運営、乳児一般健康診査、乳幼児健康診査・健康相談、親子歯科教室、産婦健康診査、産後ケア事業、母乳相談等助成事業、母乳・育児相談、【拡】 予防接種、夜間急病センター、休日在宅当番医制

- ・ 子ども家庭支援課
- ・ 健康推進課

施策 2：健全な食生活の習得促進

- ・ 健全な食生活を定着させるため、食育を通じて食事や栄養についての基本的な知識を啓発するとともに、乳幼児の歯の健康保持の支援を行います。

【関連する事業】 食育の推進、フッ化物洗口

- ・ 健康推進課

基本施策3 教育・保育サービスの充実

3歳未満児の保育利用は増加、早期化する傾向にあります。保護者の多様な働き方や状況・希望等に応じて、幼児期の教育・保育の必要量を確保するとともに、本市の自然や文化資源を活用した質の高い教育・保育を提供します。

保護者の育児や仕事との両立の不安や負担感を和らげるため、可能な限り多様なニーズに対応した受入れ体制を整備するとともに、子どもの特性に応じたきめ細かい対応ができるよう人材育成に努めます。

施策1：保護者への育児支援

- ・保護者が安心して子育てができるよう、赤ちゃん訪問（乳児家庭全戸訪問）を行います。また、乳幼児の健やかな成長を支援するため、育児教室等の開催や本のプレゼントを行います。

【関連する事業】 育児教室、育児支援相談、離乳食教室、乳児家庭全戸訪問、ブックスタート・セカンドブック事業、未熟児養育医療給付事業、乳幼児の紙おむつ処理手数料減免事業

・文化課
・健康推進課
・環境課

施策2：質の高い教育・保育の提供

- ・快適な保育環境の整備と遊びの多様化による運動量の増加のため、全公立認定こども園及び幼稚園の園庭芝生化に取り組みます。
- ・幼児期の子どもの健全な発達と成長を支援するため、3歳未満児の受入れや配慮が必要な児童にも対応できる教育・保育体制の確保に努め、質の高い教育・保育を提供します。

【関連する事業】 保育士・幼稚園教諭の専門性の向上、官民で連携した3歳未満児の受入れ体制の整備、【拡】特別な配慮が必要な児童への対応（※インクルーシブ保育も含む）、食物アレルギー対策の推進、認定こども園等の環境・施設整備、保育料（利用者負担額）の軽減、信州型自然保育の推進、安曇野産食材を活用した食育の推進、保育士の処遇改善

・こども園幼稚園課
・子ども家庭支援課

- ・公立認定こども園全てが県から「信州型自然保育」の認定を受けており、地域資源を活かした教育・保育を展開し、情報発信を行います。

【関連する事業】 信州型自然保育の推進、安曇野産食材を活用した食育の推進、あづみの自然保育のブランディング、公立認定こども園及び幼稚園の園庭芝生化

施策3：地域子ども・子育て支援事業の提供

- ・保護者の就労状況や負担状況、子どもの健康状況等にあわせて、保育時間の延長、放課後等の居場所の確保等、多様な預かりサービスを提供する基盤を整備します。

【関連する事業】 延長保育の受入れ体制の確保、一時預かり及び幼稚園の預かりの提供体制の確保、【新】乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）、病児・病後児保育の提供体制の確保、子育て短期支援事業の提供体制の確保、ファミリー・サポート・センター事業、放課後児童クラブの受入れ体制の整備・スタッフの確保、子育てのための施設等利用給付

・こども園幼稚園課
・子ども家庭支援課

第1章

第2章

第3章

第4章

基本目標1

基本目標2

基本目標3

第5章

資料編

基本施策 4 子育ての相談窓口・情報発信

保護者の心理的負担の軽減や必要なサービスの利用につながるように、市内児童館で保護者同士の情報交換や交流のためのイベントや教室等を開催するとともに、子育てに関わる情報の提供を様々な媒体を活用して行います。

施策 1：保護者の交流機会と場の提供

- ・乳幼児と保護者が相互に交流し、子育てに関する情報や人的ネットワークを得られるよう、9つの児童館において特色ある教室やイベントを開催します。

・子ども家庭支援課

【関連する事業】 地域子育て支援拠点の運営

施策 2：子育て・こども園等の情報発信

- ・市の施策・事業に関する情報を提供するとともに、子育ての意識改革を促すため、様々な媒体を通じた情報提供、講演会の開催等を行います。

・こども園幼稚園課
・子ども家庭支援課
・健康推進課

【関連する事業】 親の子育てへの意識改革（講演会等）、公式ホームページでの分かりやすい情報発信、子育てガイドブック配布、孫育てリーフレット配布、公立認定こども園の園庭開放及び情報提供、母子手帳アプリ「あづみっこすくすくナビ」の活用

施策 3：子育てに関する相談窓口の運営

- ・子育てについて、「どこに相談してよいか分からない」ということがないように、総合相談窓口を設置し、初期面談の実施と適した相談機関へのつなぎを行います。

・子ども家庭支援課

【関連する事業】 子どもの発達に関する相談、障がいに関する相談、不登校や学校生活に関する相談、妊娠前後の母子・子育て相談、女性相談・虐待の可能性のある相談、ひきこもりに関する相談

施策目標 1-2

学童期・思春期の継続した育ちの支援



学童期・思春期は生涯にわたる心身の土台と社会性を育む大切な時期であり、家庭・学校・地域は、互いに連携することで、子どもの心身の健やかな成長を支援する役割が求められています。

小中学校においては、学力の定着に加えて時代変化に対応できる深い学びと郷土への愛着の醸成、心身の健全な発達を目指した教育を推進するとともに、家庭と地域における子どもの育成を支援します。また、配慮が必要な子どもに対しては、個性や特性に応じたきめ細かな教育を実施し、全ての子どもたちが等しく教育を受けられる機会を提供します。

基本施策 1 学校教育の推進

本市が目指す「からだを動かし、頭で考え、心に感ずる“未来を拓くたくましい安曇野の子ども”」を育むために、学校教育においては、協働的・探究的な学びを重視し、志高く未来を切り拓く力を育みます。また、本市の豊かな地域資源を活用することで、郷土への愛着と誇りの醸成につなげます。

施策 1：協働的・探究的な学びの充実

- ・基礎的な学力の定着を図ることに加えて、協働的・探究的な学習を導入し、主体的・対話的な深い学びを支援する教育を実施します。
- ・小中学校を通じて段階的なキャリア教育を行うことに加えて、中学1年生が地元企業を知り、地域の大人たちと交流する機会である中学生キャリアフェスティバルを実施します。
- ・外国語教育の充実、ICTを活用した学びの促進、SDGs、多様性の尊重等の時代の要請に対応した授業を行います。

・学校教育課

【関連する事業】 学力向上事業、職員研修（資質向上等）、放課後学習室の設置、CRT/QU等検査活用、全国学力・学習状況調査、キャリア教育の推進、中学生キャリアフェスティバル開催、外国語指導助手配置事業、情報教育推進事業

施策 2：郷土への愛着と誇りを育む学びの充実

- ・本市の自然・文化・歴史等について、授業「安曇野の時間」を活用して学ぶ機会をつくります。
- ・中学校区単位で小中学校に共通する目標を設定し、9年間の成長段階に応じた連続性のある学びの環境（小中一貫教育）の構築を進めます。
- ・本市の新鮮な食材を学校給食で提供することを通じて、地域の食文化や農業について知る機会をつくります。

・学校教育課
・学校給食課

【関連する事業】 「安曇野の時間」の推進、「育てたい子ども像」の設定の推進、施設分離型小中一貫校の研究、校長会クローバー研修会との連携、食育・地産地消の推進、安曇野の日の実施

施策 3：子どもの体力の向上

- ・ 学校での保健体育活動の充実を図ることで、子どもの身体能力の向上と運動・スポーツに関心を持つ機会をつくります。

・ 学校教育課

【関連する事業】 体力向上推進委員会の活動

施策 4：きめ細かな教育・支援の充実

- ・ 配慮を要する子どもにきめ細かに対応できるよう、幼児期から継続的な支援を行うとともに、各学校にて支援体制を構築し、個人に寄り添った支援を行います。
- ・ 配慮を要する児童・生徒に専門的な指導を行うことで、保護者と本人の発達特性への理解の促進と学びの支援を行います。

・ 学校教育課
・ 子ども家庭支援課

【関連する事業】 学校支援員配置事業、通級指導教室事業、児童発達支援事業、教育支援センター運営事業

施策 5：安全・安心な教育環境の整備

- ・ 快適で安全な教育環境を整備するため、学校施設の長寿命化を進めます。また、学校施設の環境改善のため、施設・設備の改修・更新を進めます。

・ 学校教育課

【関連する事業】 トイレの洋式化、学校行事バス運行事業

◆関連情報：本市の教育行政における「子どもに対する教育や支援」の基本理念

からだを動かし、頭で考え、心に感ずる“未来を拓くたくましい安曇野の子ども”



※「からだを動かし・頭で考え・心に感ずる」という言葉は、安曇野市堀金出身の文芸評論家・作家・教育者の臼井吉見氏が昭和 42 年 3 月に中学生に行った講演「中学生諸君にのぞむ」の中で語った言葉から引用したものです。50 年以上たっても今も色あせることなく、これから求めていきたい安曇野の子ども像といえます。

※イラストについては、園児・小学生・中学生を、北アルプスの高山に生息する希少鳥類ライチョウに見立てて、安曇野市の宝である子どもたちが健やかに成長してほしいという願いを込めたデザインとなっています。

基本施策2 いじめ・不登校対策

人権教育や道徳教育を推進し、他者を尊重する心、生命を大切にする心や他人を思いやる心、善悪の判断等の規範意識等を育成し、いじめの未然防止につなげるとともに、発生してしまった場合にも早期に発見し、対応できる仕組みづくりに努めます。

また、不登校・不登校傾向の児童・生徒の学力向上と社会的な自立に向け、学校・家庭・市教育支援センター・NPO・民間の支援団体等が連携し、居場所や学びの場を多様な選択肢から選ぶことができる環境をつくれます。

施策1：人を思いやる豊かな心の育成

- ・学校教育において、人権教育、道徳指導を推進し、差別やいじめに関する正しい理解や違いを認め合う意識を育成します。
- ・いじめの実態を把握する調査を定期的に行い、早期発見と解決に努め、安定した学級運営につなげます。

・学校教育課

【関連する事業】 人権教育・道徳教育の推進、事案に応じた丁寧な対応

施策2：不登校・不登校傾向の子どもへの支援

- ・不登校や不登校傾向の児童・生徒に対して効果的な支援を行えるよう、適応指導員及び不登校支援コーディネーターを配置し、SSW（スクールソーシャルワーカー）や学校等と連携しながら、本人の状況を把握します。
- ・自宅から外出できない児童・生徒へのアウトリーチ支援の必要性が高まっており、学校とSSWが連携して支援を継続していきます。また、フリースクール等の民間施設と、体験活動を共同で行う等の交流を図ります。

・学校教育課

【関連する事業】 教育支援センター運営事業、通級指導教室事業

第1章

第2章

第3章

第4章

基本目標1

基本目標2

基本目標3

第5章

資料編

基本目標 2

子ども・若者が自立し、安心して暮らせるまち

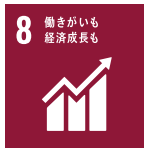
健康面や経済面におけるサポートを通じて、子ども・若者が将来に夢と希望を持ち、子育て家庭が安心して子どもと向きあうことができるまちを目指します。

成果指標

No	指標名	単位	現状値 (R5)	目標値 (R11)	担当課
①	市の子育て環境や教育環境、様々な支援事業等に対して満足している保護者の割合 出典：保護者ニーズ調査（4点以上の回答者の割合）	%	45.7	47.0	子ども家庭支援課
②	経済的なゆとりがあると感じている就業中の若者の割合 出典：子ども・若者対象アンケート調査（学生を除く）	%	10.5	11.5	子ども家庭支援課
③	時間的なゆとりがあると感じている就業中の若者の割合 出典：子ども・若者対象アンケート調査（学生を除く）	%	10.9	12.0	子ども家庭支援課
④	新婚生活サポート件数 出典：実績値（総合計画指標）	件	29 (累積)	55 (累積)	移住定住推進課
⑤	男性の育児休暇取得率 出典：保護者ニーズ調査（未就学・就学 合計）	%	8.9	78.0	人権共生課
⑥	経済的なゆとりがないと感じている低所得家庭の割合 出典：家庭生活状況アンケート調査	%	48.9	48.0	子ども家庭支援課
⑦	時間的なゆとりがないと感じている低所得家庭の割合 出典：家庭生活状況アンケート調査	%	31.1	30.0	子ども家庭支援課
⑧	自分の保護者から愛されていると感じている子ども・若者の割合 出典：子ども・若者対象アンケート調査	%	63.6	64.5	子ども家庭支援課
⑨	自分の居場所がないと感じている子ども・若者の割合 出典：子ども・若者対象アンケート調査	%	3.8	3.0	子ども家庭支援課

施策目標 2-1

青年期以降の自立と自己実現の支援



青年期以降の若者が、経済的な不安がなく、将来に明るい展望を持った生活を送ることができ、自分の目標や夢を実現していけるように就労や結婚、働き方の意識改革の支援を行います。

基本施策 1 就労・結婚の支援

青年期以降の若者が、良質な就業環境のもとで生活できるよう、スキル向上の支援や就労相談、再雇用支援の充実を図ります。

結婚に向けた経済的な自立を図る支援とともに、異性と出会う多様な機会を創出する支援を行います。

施策 1：就労相談・再雇用支援

- ・ 地域企業の活力維持と若者の雇用の安定のため、市内企業の就職セミナーの開催を支援するとともに、ハローワークや職業訓練機関との連携により、希望に応じた職業紹介やスキルアップの支援を行います。
- ・ 生活困窮世帯の経済的な自立に向けて就労支援を行います。

・ 商工労政課
・ 福祉課

【関連する事業】 市内企業の就職セミナーの開催支援、職業相談・職業紹介の実施（ハローワークとの連携）、スキルアップ・技術習得・資格取得等に関する情報提供、生活困窮世帯の就労支援

施策 2：結婚支援体制の構築

- ・ 個別のニーズに応じた出会いの創出を支援するための体制を構築します。
- ・ 公的結婚相談所「あづこい」による対面・オンライン等での相談支援、「ながの結婚マッチングシステム」の活用により、登録者間の出会いを創出します。

【関連する事業】 県等との連携体制の構築、異性との出会いの機会の創出、セミナーの開催、「ながの結婚マッチングシステム」等のツールの利用促進、相談所登録者に対する相談対応・活動支援

・ 移住定住推進課

- ・ 市の補助基準を満たす 39 歳以下の新婚世帯を対象に、住宅取得費等の補助を行い、新生活の家計を支援します。

【関連する事業】 住宅取得・賃貸・引っ越し・リフォーム等に係る費用への補助

基本施策 2 仕事と生活の調和の推進

安心して子育てができる環境をつくるため、事業者と就業者に対して意識改革や母親の就業継続に必要な取組の普及を促します。また、キャリア形成の基盤となる個人の職業観やライフプランニング力の育成を支援します。

施策 1：働き方の意識改革の促進

- ・ 事業所の意識改革と、就業制度の改正による女性の産休後の就業継続や父親の育児参加を促進する制度を普及するため情報提供等を行い、子育て世帯の家庭と仕事の両立の実現を促進します。

【関連する事業】 企業訪問と優良事例の紹介等による働きやすい職場環境整備の促進、ワーク・ライフ・バランスに係る取組の推進、産休制度の利用促進と父親の育児参加の促進、仕事と生活の調和が取れた働き方の提案・支援、リモートワーカー育成支援事業

- ・ 人権共生課
- ・ 商工労政課
- ・ 子ども家庭支援課

施策 2：ライフプラン／キャリアプランを立てる力の育成

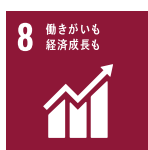
- ・ ライフプランやキャリアプランに関する学びの機会をつくることで、将来の目標を設計し、理想の仕事や働き方、それを実現するための必要なスキルや経験等を具体化する支援を行い、就職活動やキャリア形成を支援します。

【関連する事業】 キャリアデザイン力の育成

- ・ 商工労政課

施策目標 2-2

困難を有する子ども・若者、家庭への支援



経済状況や養育環境等の家庭の状況に関わらず、全ての子どもが安心して生活し、必要な教育や保育を受けることができるように、家庭状況に応じた経済支援や経済的自立のための支援、子どもの教育・保育の支援等を行います。

基本施策 1 子育て家庭・生活困窮家庭への支援

経済的負担を軽減し、子どもと保護者が安心して教育・保育を受けられる環境の実現のため、子どもの成長段階、家庭の状況等に応じた支援を行います。

施策 1：生活・医療にかかる経済的支援

- ・家庭等における生活の安定や次代を担う子どもの健全な育成に資するため、経済的な負担軽減を図る事業を実施します。
- ・福祉医療費窓口負担の無料化、インフルエンザやおたふくかぜ等の任意予防接種への助成等、子どもの医療費に係る支援を実施します。

【関連する事業】 児童手当の給付、児童扶養手当の給付、特別児童扶養手当の給付、障害児福祉手当、補装具費支給、通所・通園等交通費助成、住居確保給付金（離職等による家賃支払い困難時への支給）、福祉医療費給付金の支給、任意予防接種支援事業

- ・子ども家庭支援課
- ・福祉課
- ・障がい者支援課
- ・健康推進課

施策 2：教育・保育にかかる経済的支援

- ・家庭の経済的負担の軽減及び少子化対策として、3歳以上児の幼児教育・保育は無償化を継続します。また、3歳未満児の多子世帯及び低所得世帯に対して保育料の軽減をします。

【関連する事業】 幼児教育・保育の無償化、市立幼稚園等に対する副食費等補足給付、保育料軽減事業

- ・こども園幼稚園課

- ・義務教育の円滑な実施及び教育の普及奨励のため、経済的な理由により就学が困難な児童・生徒や特別支援学級に在籍する児童・生徒の保護者に、学校生活で必要な費用の一部を支給します。

- ・学校教育課

【関連する事業】 就学援助費の支給、特別支援教育就学奨励費の支給

- ・高等学校、大学等への入学に要する費用の貸付を行います。

- ・学校教育課

【関連する事業】 入学準備金貸付制度

基本施策 2 ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭では子育てと生計の維持を一人で担うことで、経済面や養育面で困難さを抱える場合があります。ひとり親家庭の生活の安定のために、個々の家庭状況に応じ必要な支援を行います。

施策 1：ひとり親家庭への経済的支援

- ・ 児童扶養手当を所得額や扶養親族数等に応じて支給します。
- ・ ひとり親からの就労相談や養育費相談については、十分な情報提供を行うとともに、必要に応じて関係する機関と連携を図りながら支援を行います。

【関連する事業】 児童扶養手当の支給、福祉医療費給付金の支給（ひとり親家庭）、職業紹介機関等との連携強化、養育費確保に向けた情報提供及び関係機関との連携

・ 子ども家庭支援課
・ 福祉課

施策 2：ひとり親家庭への資格取得支援

- ・ 主体的な能力開発の取組を支援するため、対象教育訓練講座の修了者に受講費の一部を支給します。
- ・ 生活の安定に資する資格取得の促進のため、修学時の経済的支援として給付金を支給します。

【関連する事業】 自立支援教育訓練給付金の活用支援、高等職業訓練促進給付金の活用支援、資格取得に関する情報提供

・ 子ども家庭支援課

施策 3：ひとり親家庭への相談体制、支援の充実

- ・ ひとり親家庭の抱える問題は育児や生活面、就労等幅広い分野にわたり、解決に時間もかかることが多いため、相談者の意向を十分に確認しながら、継続した相談支援を行います。
- ・ 複数の悩みを同時に抱える相談者も多いため、担当課だけでなく、庁内の関係部局や外部機関とも連携し、重層的な支援を行います。

【関連する事業】 ひとり親相談の実施、多様化・複雑化する問題への関係機関が連携した支援の充実

・ 子ども家庭支援課

基本施策3 障がい・発達特性のある子ども・家庭への支援

障がいや、発達特性のある子ども・若者の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進し、それぞれの特性、置かれた環境やライフステージに応じて、障がい福祉サービスの提供や社会参画の支援を行います。

施策1：障がい等のある子どもの早期発見・早期支援

- ・発達に心配のある子どもの早期発見と早期支援、成長に合わせた途切れない支援を行うとともに、子育ての悩みに関する相談支援を行います。
- ・子どもを持つ家庭等を対象に、発達障がいについての講座やペアレントトレーニング等を開催し、多角的視野からの支援プログラムを推進します。

・子ども家庭支援課

【関連する事業】 発達等に関する相談支援・検査の実施、遊びの教室（遊びを通じた発達支援）の実施、発達・運動・言葉等の相談の実施、発達等に心配のある子ども・保護者に対する講座等の開催・ペアレントトレーニングの実施（子育てサポートプログラム）

施策2：障がい等のある子どもの教育・保育及び療育の充実

- ・障がいや発達に心配がある子どもに、生活能力の向上や集団生活への適応、社会との交流促進等の療育を行います。
- ・臨床心理士等をスクールカウンセラーとして派遣し、相談・助言体制を整備するとともに、学校の要望に応じて県子どもサポートセンター登録の認定カウンセラーを長期継続的に配置します。

・障がい者支援課
・こども園幼稚園課
・学校教育課

【関連する事業】 児童発達支援及び保育所等訪問支援（給付事業）、障がい児等要支援児への教育・保育の提供、放課後等デイサービス（給付事業）、居宅訪問型児童発達支援（給付事業）、医療的ケア児等コーディネーター配置、特別支援教育支援員、自立支援員等の学校支援員・自立支援コーディネーター等の配置、専門職による相談対応

施策3：障がい等のある子ども・家庭への経済的支援

- ・障がいのある子どもの教育・保育、療育に関して、適切な給付決定を行うとともに実施事業者へ指導、支援を実施します。
- ・施設等までの交通費の助成、補装具購入・修理等にかかる費用を補助します。
- ・身体及び知的、精神障がいのある20歳未満の子を監護している保護者に対し、障がいの程度に応じて手当を支給します。

・障がい者支援課

【関連する事業】 障害福祉サービス等（給付事業）支給決定、特別児童扶養手当の給付、通所・通園等交通費助成、障害児福祉手当、補装具費支給

施策4：障がい等のある子ども・若者の就労・社会参画の支援

- ・個々のニーズに応じた職業準備訓練や職場実習の紹介、求職活動のサポート、トライアル・チャレンジ雇用等の制度を活用して、一般就労を促進します。
- ・福祉就労の場を提供する事業所を支援するとともに、作業の確保・拡大に努めます。

・障がい者支援課

【関連する事業】 就労移行支援事業、ジョブコーチ・トライアル雇用等の各種制度の利用促進、就労後の定着支援、企業への障がい者雇用への理解促進、就労移行支援事業所・就労継続支援事業所への支援、地域活動支援センターの運営

基本施策 4 児童虐待防止対策の充実

児童虐待防止のための福祉サービスの提供を効果的に行うとともに、地域の連携体制の構築による早期発見・早期支援を行います。児童虐待事案が発生した場合は、児童の安全を最優先に関係機関と連携した迅速な対応を行います。

施策 1：児童虐待リスク軽減のための家庭支援

- ・ 児童の養育状況に不安がある場合は、育児や家事支援を担う福祉サービスの提供を行い、児童虐待リスクの軽減を図ります。
- ・ 様々な事情により、家庭での養育が困難になった場合は、短期間であれば、市の福祉サービスを、長期にわたる場合は児童相談所へ支援を依頼し、児童の安全な養育環境を確保します。
- ・ 虐待行為を行ってしまった養育者に対して、定期的な面談を実施する等、虐待を繰り返さないための支援を行います。

・ 子ども家庭支援課

【関連する事業】 養育支援訪問事業の実施、子育て短期支援事業の実施、【新】子育て世帯訪問支援事業の実施、虐待を繰り返さないための相談支援の充実

施策 2：関係機関と連携した支援

- ・ 虐待には容易には解決が難しい複数の問題を同時に抱える場合もあり、担当課だけの解決は困難であるため、庁内の関係部局や外部機関とも連携し、重層的な支援を行います。
- ・ 要保護児童対策地域協議会を活用し、個別事案ごとの支援体制を構築し、円滑な情報共有と関係機関が連携した支援を行います。

・ 子ども家庭支援課

【関連する事業】 要保護児童対策地域協議会の運営、こども家庭センターの運営

施策 3：困難な状況にある子ども・若者と家庭への支援

- ・ 家庭児童相談、女性相談、配偶者間暴力相談を同じ部局で行うことにより、複数の困難な状況を抱える家庭への支援を効果的に行います。
- ・ 過度な家事や家族の介護を子どもが担うことは、子どもへの権利侵害として捉え、相談窓口を設置するとともに、本人の意向を十分に確認しながら、ヤングケアラー支援を行います。なお、18歳以上のヤングケアラーである若者の支援は、若者やその家族等の複雑な心情等へ十分配慮した上で、家族介護者支援と捉え、関係機関が連携し支援を行います。

・ 子ども家庭支援課
・ 高齢者介護課
・ 障がい者支援課

【関連する事業】 家庭児童相談の実施、女性相談の実施、配偶者暴力相談支援センターの運営、【新】ヤングケアラーへの相談支援、【新】子育て世帯訪問支援事業の実施

施策 4：児童虐待や権利侵害に関する啓発活動の充実

- ・ 児童虐待や権利侵害についても対応できる相談体制を構築します。
- ・ 児童虐待の防止や里親制度についての周知に努め、市民の理解を促進します。

・ 子ども家庭支援課

【関連する事業】 子育て相談に関する総合案内窓口の周知、児童虐待防止についての啓発活動、里親制度の啓発活動

基本施策5 ひきこもりの予防と自立支援

ひきこもりの当事者や家族の抱える悩みは顕在化しにくく、義務教育終了後は支援も届きにくい状況にあります。

不登校のまま中学を卒業した家居状態の子どもや中途退学した生徒、支える家族への支援等の充実を図っていきます。

施策1：義務教育終了後、学校中退や家居の状態にある子ども・若者への早期支援

- ・ ひきこもりは、不登校がきっかけとなることがあり、卒業後も継続的に支援できる体制をつくります。
- ・ 支援を求める方が気軽に相談でき、必要な支援が行われるよう、相談窓口を設置するとともに、個々の状況に応じて訪問による支援や居場所を利用できる体制をつくります。
- ・ 経済的な自立に向けて、個々のニーズに応じた支援方針をつくり、これに沿った就業支援を行います。

・ 子ども家庭支援課
・ 商工労政課

【関連する事業】 義務教育期間に不登校傾向のある児童・生徒への卒業後の継続した支援、相談窓口の設置、訪問・就労支援の実施、民間事業者への委託（相談窓口、居場所支援、訪問・就労支援）、若年者引きこもりやブランクのある人向け就労支援

施策2：ひきこもり等に対する相談窓口の周知と家族支援

- ・ 家族が抱える多様な問題に対応するため、相談に対応できる体制をつくり、周知します。
- ・ 家族が孤立せず支援を継続できるよう、学習会や当事者同士が集う交流会を開催します。

・ 子ども家庭支援課

【関連する事業】 家族に対する相談支援、家族交流会の開催

施策3：社会的理解の促進と連携体制の強化

- ・ ひきこもり等の困難を有する若者の複雑・多様な背景について、地域の理解と支え合いを促進します。
- ・ 効果的な支援を進めることができるよう、関係機関による連携会議を開催します。

・ 子ども家庭支援課

【関連する事業】 ひきこもりについての講演会の開催、関係機関連携会議の開催

基本施策 6 子どもの自殺対策と犯罪予防

インターネットの普及等の社会変化により、子どもたちが犯罪や誹謗中傷、トラブルに巻き込まれやすい環境になっています。教育活動や啓発活動、相談体制の強化等により子どもを犯罪や自殺から未然に守る取組を行います。

施策 1：SOS の出し方に関する教育の実施

- ・子どもが自身の心の危機に気づき、身近な信頼できる大人に相談できる力をつちかうために、「SOS の出し方に関する教育」を行い、自殺予防教育を推進します。
- ・子ども・若者の自殺が増加する傾向にある長期休暇明け前後に集中的な啓発活動等を行います。
- ・1人1台端末などを活用し、児童生徒の心身の健康状態を把握し、早期に適切な対応を行います。

・学校教育課
・健康推進課

【関連する事業】学習機会の提供と人材育成

施策 2：こころの健康といのちの相談体制の整備と周知

- ・スクールカウンセラー・電話・SNS 等を活用した相談体制等の周知を図り、いつでも悩みを気軽に相談することを促します。

・学校教育課
・健康推進課

【関連する事業】県・国・NPO 等の相談窓口の周知、関係機関との連携による心の健康づくりの推進

施策 3：子どもを犯罪から守る取組の推進

- ・子どもを犯罪被害等から守るため、関係機関と連携し、子どもや保護者等に対して、インターネット利用や犯罪被害対策に関して正しく理解するための普及啓発活動等を実施します。
- ・情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度を養う教育（情報モラル教育）を推進します。

・子ども家庭支援課
・学校教育課
・地域づくり課

【関連する事業】防犯教育講習会、情報モラル教育の推進、青少年センターだよりの発行

基本目標 3

地域全体で子ども・若者、子育てを支えるまち

子どもは権利の主体であることを地域全体で共有し、子ども・若者の意見を尊重します。また、子どもの居場所や遊び場の確保、家庭教育・地域教育力の向上、主体的な学びの場の提供等を通じて、地域ぐるみで子ども・若者、子育てを支えるまちを目指します。

成果指標

No	指標名	単位	現状値 (R5)	目標値 (R11)	担当課
①	今の生活に満足している子ども・若者の割合 出典：子ども・若者対象アンケート調査	%	87.8	89.0	子ども家庭支援課
②	自分は他の人たちから孤立していると感じている子ども・若者の割合 出典：子ども・若者対象アンケート調査	%	18.9	18.0	子ども家庭支援課
③	「小中学校と地域・家庭の連携が図れている」と思う市民の割合 出典：市民意識調査（総合計画指標）	%	28.8	39.7	学校教育課
④	地域の雰囲気は自分にとって心地いいと感じている若者の割合 出典：子ども・若者対象アンケート調査	%	86.1	87.0	子ども家庭支援課
⑤	6年生まで受入れ体制が整備された放課後児童クラブ数 出典：実績値（総合戦略 KPI）	ヶ所	7	10	子ども家庭支援課
⑥	園庭芝生化をした公立認定こども園数・幼稚園数 出典：実績値	ヶ所	0	19	こども園幼稚園課

施策目標 3-1

子どもの権利の地域全体での共有

11

住み続けられる
まちづくりを



子どもには「安全・安心な環境で成長し、差別や虐待から守られ、学ぶ場が確保され、自分の考えを自由に述べることができる」という子どもの権利条約に基づく子どもの権利があります。「こどもまんなか社会」実現に向け、子どもの権利を市民一人ひとりが理解し、実践できるように取り組みます。

基本施策 1 子どもの権利の周知・啓発

子どもの権利について、子ども自身を含む市民一人ひとりが理解し、実践的な行動に移していけるよう、学習機会の充実や啓発を行います。

施策 1：子ども自身に対する啓発・学習支援

- ・子どもの権利の趣旨や内容について情報発信を行い、自らが権利の主体であることを広く周知します。
- ・自らを守る方法や、困難を抱える時に助けを求める方法等の学習や人権教育を推進します。
- ・学校において子どもたちが意見を言いやすい環境づくりを行うとともに、子どもの主体性を大切に、学校ルールの見直しや行事活動に子どもの意見を取り入れる取組を推進します。

- ・学校教育課
- ・子ども家庭支援課
- ・こども園幼稚園課

【関連する事業】 小中学校での「いのち・性」に関する学びの提供、こども園、児童館、小中学校・高校等での周知・啓発

施策 2：市民に対する啓発

- ・子どもの権利の趣旨や内容について広く情報発信を行い、子どもが権利の主体であることを広く周知します。
- ・いじめ、体罰・不適切な指導、児童虐待、性暴力等、子どもの権利の侵害を許さないという意識の啓発を図ります。
- ・子育て家庭でも子どもの権利を理解し、尊重できるよう、子どもの権利を含めた人権教育の研修等を実施します。

- ・全課

【関連する事業】 【新】子どもの権利について学ぶ機会の提供、【新】様々な媒体を用いた情報発信

基本施策2 子どもの意見表明・社会参画の促進

子どもを地域の一員及び主権者として捉え、ともに地域を作るための意見表明の機会等を設けることで、子どもの意見を政策やまちづくりに活かすとともに、子どもの主権者意識を高めます。

施策1：わかりやすい情報の提供と市政・地域への参画の促進

- ・子どもが意見を表明しやすい環境整備と気運の醸成に取り組みます。それにより、自分たちの意見によって社会に何らかの変化をもたらす経験につなげ、自己肯定感や自己有用感、社会の一員としての主体性等を高めていきます。
- ・子どもが意見を表明し、社会に参画するために、理解しやすく、わかりやすい方法で情報提供を行います。
- ・多様な子どもの意見を聴取し、最善の利益を実現する観点から政策に反映することができるよう取り組みます。

・全課

【関連する事業】【新】子どもの視点に立ったわかりやすい情報の提供、子どもが参画する市民会議・ワークショップ等の開催

第1章

第2章

第3章

第4章

基本目標1

基本目標2

基本目標3

第5章

資料編

施策目標 3-2

地域で子どもの成長を支える仕組みづくり



地域全体で子どもの成長と学びを支えることは、子どもの健やかな成長のみならず、地域の活性化や保護者の安心感にもつながります。

地域全体で子どもの成長を支える仕組みづくりや活動の促進を行います。

基本施策 1 家庭教育・地域教育の充実

施策 1：学校と家庭、地域による協働の充実

- ・コミュニティスクール事業を広く周知し、推進することで、地域ぐるみで子どもの学びと成長を支えるとともに、活動を通じたよりよい学校・地域づくりに取り組みます。

・ 学校教育課
・ 生涯学習課

【関連する事業】 コミュニティスクール事業

施策 2：部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行

- ・ 少子化による団体スポーツの不成立と教職員の負担の大きさ等の問題を解決するため、中学校の運動部の活動の拠点校化と地域スポーツクラブへの移行を推進します。
- ・ 部活動の地域移行に伴い不足する指導者の育成を促進します。

・ 学校教育課

【関連する事業】 地域部活動推進事業

施策 3：地域ぐるみの青少年育成

- ・ 小学校の施設を活用し、子どもを対象とした学習・スポーツ・文化活動・居場所の提供等の「放課後子ども教室」の活動を支援します。
- ・ 地区子ども会育成会等の活動を支援し、子どもが家庭と学校以外で活躍できる場をつくれます。
- ・ 青少年の健全な育成と非行防止のため、思春期に陥りがちな問題への啓発、相談支援体制の整備、街頭巡回等の活動を行います。

・ 子ども家庭支援課

【関連する事業】 放課後子ども教室事業、青少年育成環境整備事務、青少年体験事業

基本施策2 子どもの居場所づくり

家庭の孤立や地縁の希薄化により、子どもの問題が地域で把握しづらくなっています。学校や家庭以外に子どもが安心していられる地域の居場所をつくることにより、地域全体で子どもや家庭を見守り、必要に応じて専門的な支援につなげていきます。

施策1：子どもが安心できる居場所の確保

- ・ 平日の放課後、長期休暇・休校日に、保護者が就労等で家庭にいない小学生の居場所として、放課後児童クラブを運営します。小学校によって受入れ学年の上限にばらつきがあるため、全校で6年生までの受入れ体制を構築します。
- ・ 子ども食堂、フードバンク等の活動を実施する事業者等に対して支援や活動の情報発信等を行います。
- ・ 子どもに学習支援や居場所づくりを行うことにより、学習意欲と基礎学力の向上を促し、子どもの進学や将来における不安を軽減します。
- ・ 子どもの遊び拠点として、社会性・協調性を養うとともに安心して健やかに過ごせる居場所となるよう、児童館の環境づくりに取り組みます。

・ 子ども家庭支援課
・ 福祉課
・ 障がい者支援課

【関連する事業】【拡】放課後児童クラブ事業、児童館運営事業、【拡】活動の情報発信等の支援、【拡】子ども食堂等の居場所づくりを行う地域・NPO等の団体へ運営費を補助、子どもの学習支援・生活支援事業の実施（障がいのある子ども）、放課後等デイサービスの確保

第1章

第2章

第3章

第4章

基本目標1

基本目標2

基本目標3

第5章

資料編

施策目標 3-3

安全・安心に子育てができる環境づくり

11 住み続けられるまちづくりを



子どもが健やかに育つ環境を整備することは、地域社会が担う重要な役割と言えます。通学路、公園、公共施設等の安全性・快適性の確保に努めることで、幼少期の子どもの育ちと児童・生徒の成長を支援します。

基本施策 1 遊び場と安全を確保する環境の整備

子どもが健やかに育つ環境を整備するため、地域による見守りの促進、交通事故の防止、道路等の危険個所の改善、遊び場である児童館や公園整備等を行います。

施策 1：子どもの見守り・通学路等の安全性の確保

- ・通学路や散策路において子どもの安全が確保できるよう、認定こども園や学校と連携して危険個所を把握し、計画的に改善・要望します。
- ・子どもの交通安全及び犯罪の未然防止のため、地域と連携した見守りやパトロール活動を進めます。

【関連する事業】 地域と連携した子どもの見守り、交通防犯教育の実施、散歩道・通学路等の危険箇所点検及びパトロール

- ・学校教育課
- ・福祉課
- ・こども園幼稚園課
- ・子ども家庭支援課
- ・地域づくり課

施策 2：公園・公共施設等の整備による安全性と快適性の確保

- ・快適な保育環境の整備と遊びの多様化による運動量の増加のため、全公立認定こども園及び幼稚園の園庭芝生化に取り組みます。
- ・性別や年齢、障がいの有無等に関わらず、子どもが一緒に遊べる環境づくりのため、公園等へのインクルーシブ遊具の設置を進めます。
- ・誰もが安全に楽しむことのできる公園を整備するため、区や常会の要望等を確認しながら、計画的に遊具の点検や環境に適した整備を行います。
- ・公共・公用施設等における相談・交流・体験にかかるスペースや児童館、公立園、子ども・子育て関連施設等の整備・改修等を行います。

【関連する事業】 都市公園等環境整備事業、【新】公共施設・公用施設及び子ども・子育て関連施設の整備・改修（公立認定こども園及び幼稚園の園庭芝生化、インクルーシブ遊具の設置、児童館及び放課後児童クラブの拡充・整備、子ども用スポーツ施設の拡充・整備等）

- ・建設整備課
- ・都市計画課
- ・こども園幼稚園課
- ・子ども家庭支援課
- ・スポーツ推進課

第 5 章

幼児期の教育・保育及び 地域子ども・子育て支援事業 量の見込と確保方策

子ども・子育て支援事業計画について、基本理念等を踏まえ、次のように取組の方向性や具体的な事業等を位置づけます。

1 教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域とは、子ども・子育て支援法第61条第2項に基づき、地域の実情に応じて、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備状況等を総合的に勘案して設定する区域であり、子ども・子育て支援事業に関する量の見込みや確保方策を設定する単位として、地域の実情に応じて設定します。そこで、本市においては、都市規模や地域環境、交通条件等を踏まえ、前事業計画同様に一体的に取り組んでいくため市内全域を1区域として設定します。

2 教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保方策

子ども・子育て支援新制度に基づき実施する事業について、本計画期間における量の見込み（需要）と事業量の確保方策（供給）を次のとおり設定します。算出方法については、令和5年に実施した二一ズ調査や、今後の人口推移の動向、関連事業の実施状況及び実績等を踏まえて算定しておりますが、需要動向に注視しながら、必要な事業量の見直しや供給体制の確保等へ柔軟に取り組んでいくものとします。幼児期の教育・保育に関しては、次のような保育認定区分のもと、量の見込みや確保方策を設定します。

○「幼児期の教育・保育」を利用する子どもに関する3つの認定区分と対象施設

認定区分	給付の対象	利用定員を設定し、 給付を受ける施設・事業
< 1号認定 > 満3歳以上、かつ小学校就学前で、2号認定子ども以外の子ども	・教育標準時間（教育標準時間外の利用については、預かり事業等の対象となります。）	・幼稚園 ・認定こども園
< 2号認定 > 満3歳以上、かつ小学校就学前で、保護者の労働または疾病その他の事由により、家庭において必要な保育を受けることが困難である子ども	・保育短時間 ・保育標準時間	・保育所 ・認定こども園
< 3号認定 > 満3歳未満で、保護者の労働または疾病その他の事由により、家庭において必要な保育を受けることが困難である子ども	・保育短時間 ・保育標準時間	・保育所 ・認定こども園 ・地域型保育事業等

【事業の概要】

本市では、認定こども園が公立18園、私立2園、保育所が私立1園、幼稚園が公立1園、地域型保育事業所が12事業所あります。教育・保育の提供は、子どもの健やかな成長を見守って行われますが、特に本市では豊かな自然環境と地域資源を活用し、様々な体験活動を取り入れた教育・保育を提供する「信州型自然保育」と「あづみの自然保育」を展開することで、子どもの心と身体の健康づくりに取り組んでいます。

【取組の方向】

（サービス量の確保）

- ・近年の3歳未満児の保育需要が増加傾向にあるため、必要量の動向を注視しながら、教育・保育サービスの提供体制の確保に努めます。
- ・保育士の確保が課題となっているため、処遇改善に努めるとともに、魅力的な職業としてPRします。

（教育・保育環境の充実）

- ・認定こども園及び地域型保育事業の普及に努め、就学前教育の充実を図ります。
- ・認定こども園、幼稚園等の施設及び設備の充実を図ります。

（利用者や事業者への支援）

- ・全ての子どもが発達段階に応じた幼児期の教育・保育を受けることができるよう、利用条件の緩和や利用料の見直し等を通じて、サービス利用者の負担軽減を図るとともに、多様な教育・保育の実施主体へ支援を行います。
- ・保育施設等の利用を希望する保護者が、産休・育児休業後に円滑に利用できるよう情報提供や相談支援等を行い、スムーズな職場復帰を促進します。

（教育・保育内容の質の向上）

- ・教育・保育に携わる職員の基礎力の向上に加えて、丁寧な育ちを支援するため、専門性や資質を向上させる研修等を実施するほか、研修会等への参加を促進します。
- ・保護者と保育士が専門家からの助言を受けられる体制を整えます。
- ・配慮が必要な子どもへの理解を深め、寄り添い、学び合う、小集団保育を取り入れながら、インクルーシブ保育を実践します。
- ・心身に障がいのある子ども等、教育・保育を受けるために支援が必要な子どもについて、子ども発達支援相談室やその他の支援機関等と連携を図り、必要な支援を行います。
- ・サービス利用者等からの要望に対する、客観的かつ適切な対応体制の確立を進めます。
- ・教育・保育サービスの質や量について、公正かつ適切な評価制度の研究を進めます。

【量の見込みと確保方策】

○ 1 年目（令和 7 年度）

（単位：人）

項目	保育認定	1 号	2 号		3 号		
	保育の必要性	なし	あり		あり		
	年齢区分	3－5 歳 教育のみ	3－5 歳 幼稚園利用	3－5 歳 保育利用	0 歳	1 歳	2 歳
1 量の見込み		393	5	1,567	127	279	383
2 確保の内容		393	5	1,567	127	279	383
	認定こども園・保育所・幼稚園	386	5	1,531	75	190	289
	認可外保育施設	7	0	36	0	0	1
	地域型保育事業	0	0	0	47	81	87
	事業所内保育事業	0	0	0	5	8	6
3 過不足（2－1）		0	0	0	0	0	0

○ 2 年目（令和 8 年度）

（単位：人）

項目	保育認定	1 号	2 号		3 号		
	保育の必要性	なし	あり		あり		
	年齢区分	3－5 歳 教育のみ	3－5 歳 幼稚園利用	3－5 歳 保育利用	0 歳	1 歳	2 歳
1 量の見込み		373	5	1,551	132	284	390
2 確保の内容		373	5	1,551	132	284	390
	認定こども園・保育所・幼稚園	366	5	1,515	78	193	294
	認可外保育施設	7	0	36	0	0	1
	地域型保育事業	0	0	0	49	83	89
	事業所内保育事業	0	0	0	5	8	6
3 過不足（2－1）		0	0	0	0	0	0

○ 3 年目（令和 9 年度）

（単位：人）

項目	保育認定	1 号	2 号		3 号		
	保育の必要性	なし	あり		あり		
	年齢区分	3－5 歳 教育のみ	3－5 歳 幼稚園利用	3－5 歳 保育利用	0 歳	1 歳	2 歳
1 量の見込み		354	5	1,535	137	289	397
2 確保の内容		354	5	1,535	137	289	397
	認定こども園・保育所・幼稚園	347	5	1,499	81	196	299
	認可外保育施設	7	0	36	0	0	1
	地域型保育事業	0	0	0	51	85	91
	事業所内保育事業	0	0	0	5	8	6
3 過不足（2－1）		0	0	0	0	0	0

○ 4 年目（令和 10 年度）

（単位：人）

項目	保育認定	1 号	2 号		3 号		
	保育の必要性	なし	あり		あり		
	年齢区分	3 - 5 歳 教育のみ	3 - 5 歳 幼稚園利用	3 - 5 歳 保育利用	0 歳	1 歳	2 歳
1 量の見込み		336	5	1,519	142	294	404
2 確保の内容		336	5	1,519	142	294	404
	認定こども園・保育所・幼稚園	329	5	1,484	84	199	304
	認可外保育施設	7	0	35	0	0	1
	地域型保育事業	0	0	0	53	87	93
	事業所内保育事業	0	0	0	5	8	6
3 過不足（2 - 1）		0	0	0	0	0	0

○ 5 年目（令和 11 年度）

（単位：人）

項目	保育認定	1 号	2 号		3 号		
	保育の必要性	なし	あり		あり		
	年齢区分	3 - 5 歳 教育のみ	3 - 5 歳 幼稚園利用	3 - 5 歳 保育利用	0 歳	1 歳	2 歳
1 量の見込み		319	5	1,503	147	299	412
2 確保の内容		319	5	1,503	147	299	412
	認定こども園・保育所・幼稚園	312	5	1,469	87	202	310
	認可外保育施設	7	0	34	0	0	1
	地域型保育事業	0	0	0	55	89	95
	事業所内保育事業	0	0	0	5	8	6
3 過不足（2 - 1）		0	0	0	0	0	0

地域子ども・子育て支援事業の 量の見込みと提供体制の確保方策

令和7年度～令和11年度の5ヶ年間にわたる量の見込み等について、次のように想定します。

なお、子ども・子育て支援法第59条に基づく、地域子ども・子育て支援事業の事業区分及びそれぞれ種別として次のように位置づけ、前事業計画の事業として引き継いでいきます。

○ 地域子ども・子育て支援事業の概要

法定事業名	本市における事業名	種 別			
		相談支援	訪問系	通所系	その他
(1) 利用者支援事業	① こども家庭センター	○	○		
	② 妊婦等包括相談支援事業	○	○	○	
(2) 地域子育て支援拠点事業	同左	○		○	
(3) 妊婦健康診査	同左				○
(4) 乳児家庭全戸訪問事業	同左		○		
(5) 養育支援訪問事業	同左	○	○		
(6) 子育て短期支援事業	子育て支援ショートステイ事業			○	
(7) ファミリー・サポート・センター事業	同左		○	○	
(8) 一時預かり事業	同左			○	
(9) 延長保育事業	同左			○	
(10) 病児保育事業	病児・病後児保育事業			○	
(11) 放課後児童クラブ	児童クラブ			○	
(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	－				○
(13) 産後ケア事業	同左		○	○	○
(14) 【新】子育て世帯訪問支援事業	子育て世帯訪問支援事業		○		
(15) 【新】乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)	こども誰でも通園制度			○	
(16) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	－				○

(1) 利用者支援事業

① こども家庭センター

主な担当課：子ども家庭支援課

【事業の概要】

妊娠・出産・育児に関する情報提供及び成長段階に応じた相談・助言等を行うとともに、必要に応じて関係機関等へも連絡調整を実施しています。

令和6年にこども家庭センターを開設し、母子保健機能と児童福祉機能が連携し、妊娠・出産・育児に関する相談支援、虐待の予防的対応や支援を要する子どもへの対応等も含めた相談支援等を行い、切れ目のない支援を実施しています。

【取組の方向】

今後は、こども家庭センターにおいて、母子保健担当と児童福祉担当が連携し、妊娠・出産期から子育て期にわたる切れ目のない支援を一体的に行います。また、各関係機関等と連携しながら子育てに関する情報提供や相談等を行い、伴走型相談支援の推進を図ります。

【量の見込みと確保方策】

こども家庭センター設置数

(単位：ヶ所)

項 目	1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	5 年目
	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
1 量の見込み	1	1	1	1	1
2 確保内容	1	1	1	1	1
3 過不足 (2 - 1)	0	0	0	0	0

② 妊婦等包括相談支援事業

主な担当課：子ども家庭支援課・健康推進課

【事業の概要】

妊婦・その配偶者等に対して、訪問等を実施し、妊娠期から出産後にかけて出産・育児等の見通しが立てられるように継続的な支援を行います。

【取組の方向】

保健師、助産師が妊娠中及び産後に訪問等を行い、安心して妊娠・出産ができるように支援を実施します。必要に応じて、各関係機関等と連携しながら、妊娠・出産・子育てに関する情報提供や相談支援等を行います。

【量の見込みと確保方策】

妊婦等包括相談支援事業実施回数

(単位：回)

項 目	1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	5 年目
	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
1 量の見込み	735	735	735	735	735
2 確保内容	735	735	735	735	735
3 過不足（2－1）	0	0	0	0	0

(2) 地域子育て支援拠点事業

主な担当課：子ども家庭支援課

【事業の概要】

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所で、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行うことで、特に在宅で子育てをしている家庭の孤立化の防止や育児による精神的ストレスの軽減につなげていきます。親としての心構えや子どもの成長過程に必要なことを伝える大切さ等を子育て支援員を通じて助言・指導しているキッズパーク事業（0歳から2歳までの親子が対象）を、9ヶ所の各児童館で特色を活かしながら引き続き実施するとともに、だれもが利用しやすく楽しめる事業、集まりやすい環境づくりを推進します。

【取組の方向】

時代の変化とともに子育て支援の方法や内容が多様化していることから、常に保護者のニーズを捉えながら支援機会の提供を行います。今後は、広報等を通じて子育て世帯以外の市民にも児童館や事業内容の周知を進めます。地域の人が集う子育て支援拠点としての位置づけを強めることで、子育て家庭の仲間作りを促進し、孤立化の防止を図ります。なお、老朽化した児童館については、建て替え等も視野に入れて、整備の検討を行います。

【量の見込みと確保方策】

児童館利用人数

(単位：人回／年)

項 目	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1 量の見込み	18,200	18,900	18,900	18,500	18,500
2 確保内容	18,200	18,900	18,900	18,500	18,500
3 過不足（2－1）	0	0	0	0	0

(3) 妊婦健康診査

主な担当課：健康推進課

【事業の概要】

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として「健康状態の把握」「検査計測」「保健指導」を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施します。

妊娠届出時に妊婦一般健康診査受診票（妊婦健診 14 回分）を交付し、検査費用の助成を行います。なお、県の医師会等に事業を委託しているため、県内の産科医療機関等で受診することができます。また里帰り等により、県外の医療機関で受診した場合も、費用について償還払いを行います。

【取組の方向】

安心して出産を迎えてもらうために、妊娠届出をした妊婦に対して、費用の助成を実施します。母子の安全を考え、健康診査の未受診者や中断者の把握に努めます。

妊婦の全数を対象とした事業であるため、人口動向等を踏まえたニーズ全般に対して必要な事業量を今後も確保します。

【量の見込みと確保方策】

(単位：人回／年)

項 目	1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	5 年目
	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
1 量の見込み	5,882	5,882	5,882	5,882	5,882
2 確保内容	5,882	5,882	5,882	5,882	5,882
3 過不足（2－1）	0	0	0	0	0

※令和 5 年度の利用実績をもとに見込みを算出しています。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

主な担当課：健康推進課

【事業の概要】

生後4ヶ月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、成長段階に応じた保健指導や育児に関する情報提供、子育てへの不安に対する相談支援を行い、親の育児不安の軽減を図ります。合わせて、母子の健康状況や養育環境等の把握を行います。また、訪問を希望されない家庭については、来所での相談により状況確認を行い、可能な限りのフォローを行います。

【取組の方向】

出産後は早期に家庭訪問を実施し、母子の健康状況や養育環境等の把握に努めるとともに、成長段階に応じた保健指導及び育児に関する情報提供を行い親の育児不安の軽減を図ります。

支援が必要な家庭に対しては、関係機関と連携し、利用できるサービス等の検討を行います。

また、関係機関等と情報共有し、連携を取りながら未訪問の家庭がないよう努めるとともに、里帰り出産による家庭訪問も引き続き他自治体と調整のうえに対応します。

【量の見込みと確保方策】

(単位：人回／年)

項 目	1 年 目	2 年 目	3 年 目	4 年 目	5 年 目
	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
1 量の見込み	535	535	535	535	535
2 確保内容	535	535	535	535	535
3 過不足 (2 - 1)	0	0	0	0	0

※令和5年度の利用実績をもとに見込みを算出しています。

(5) 養育支援訪問事業

主な担当課：子ども家庭支援課

【事業の概要】

母子保健相談、乳児家庭全戸訪問事業、乳幼児健診等により把握した、養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、その家庭の適切な養育を支援し、児童虐待リスクの低減を図ります。

【取組の方向】

民間事業所に訪問支援を委託し、家庭児童相談室、地区担当保健師等と連携のうえ、実施します。個々の家庭の状況に応じて、外部機関との連携や他の福祉サービスの紹介を行い、児童の適切な養育環境の確保を図ります。

【量の見込みと確保方策】

(単位：人／年)

項 目	1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	5 年目
	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
1 量の見込み	6	6	6	6	6
2 確保内容	6	6	6	6	6
3 過不足 (2 - 1)	0	0	0	0	0

(6) 子育て短期支援事業（子育て支援ショートステイ事業）

主な担当課：子ども家庭支援課

【事業の概要】

保護者の疾病、育児疲れ等により、家庭において養育することが困難となった児童を、短期間児童養護施設等で養育し、児童へ安全な生活の場を提供します。

【取組の方向】

児童養護施設等へ宿泊を伴う養育を委託します。児童の預かりに際しては、事前に見学等を行い、児童及び保護者が安心して本事業を利用できるよう支援します。家庭児童相談等において、本事業の利用の必要性が高いと判断した家庭に対しては、保護者へ本事業の利用を促していきます。また、受入れ先の拡充について、近隣市や関係機関と里親の活用等も含めて協議を行います。

【量の見込みと確保方策】

(単位：人泊／年)

項 目	1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	5 年目
	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
1 量の見込み	90	90	90	90	90
2 確保内容	90	90	90	90	90
3 過不足（2－1）	0	0	0	0	0

※受入れ施設：松本児童園、松本赤十字乳児院

(7) ファミリー・サポート・センター事業

主な担当課：子ども家庭支援課

【事業の概要】

小学生以下の子どもの預かり等の援助を受けたい人（依頼会員）と援助を行いたい人（協力会員）との地域相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業を委託運営しています。

【取組の方向】

協力会員数の増加を図り、活動体制を強化することで、子育て家庭の支援と地域の子育て体制の充実を目指します。

ひとり親家庭や低所得世帯等の配慮を要する家庭に対しては、利用料助成制度による利用支援を引き続き実施していきます。

また、会員同士の交流会等を実施し、地域のつながりを作ることで、子育ての孤独感や負担感を軽減させ、地域住民同士が支え合う体制づくりを推進します。

事業の実施にあたっては、委託運営先と連絡・調整を定期的に行い、課題等について協議をしていきます。

【量の見込みと確保方策】

(就学前児童)

(単位：延人／年)

項 目	1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	5 年目
	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
1 量の見込み	1,406	1,448	1,490	1,532	1,574
2 確保内容	1,406	1,448	1,490	1,532	1,574
3 過不足 (2 - 1)	0	0	0	0	0

(小学生)

(単位：延人／年)

項 目	1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	5 年目
	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
1 量の見込み	407	425	443	461	479
2 確保内容	407	425	443	461	479
3 過不足 (2 - 1)	0	0	0	0	0

(8) 一時預かり事業

主な担当課：こども園幼稚園課

【事業の概要】

保育認定を受けていない子どもの保護者が疾病、冠婚葬祭、短期就労等により家庭における保育が一時的に困難となった子どもを、認定こども園、保育所等において、一時的に預かります。

【取組の方向】

新規園の開園により待機児童が減少し、本事業の利用者は減少したと考えられますが、できる限り家庭で保育したいと思っている保護者への支援サービス事業として柔軟に対応しながら、一時的に家庭で保育できない場合の受け皿として一時預かり保育の体制を引き続き確保します。

幼稚園の預かり保育は、教育時間外の預かりを希望する保護者のニーズに対応するため、現状を維持し継続します。

【量の見込みと確保方策】

幼稚園での預かり保育（幼稚園型）

（単位：延人／年）

項 目	1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	5 年目
	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
1 量の見込み	123	123	123	123	123
2 確保内容	123	123	123	123	123
3 過不足（2－1）	0	0	0	0	0

※受入れ施設：公立幼稚園 1（ヶ所）

認定こども園等における一時預かり（幼稚園型以外）

（単位：延人／年）

項 目	1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	5 年目
	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
1 量の見込み	2,562	2,562	2,562	2,562	2,562
2 確保内容	2,562	2,562	2,562	2,562	2,562
3 過不足（2－1）	0	0	0	0	0

※受入れ施設：公立認定こども園 7、私立認定こども園 2、私立保育園 1、地域型保育事業所 1（ヶ所）

(9) 延長保育事業

主な担当課：こども園幼稚園課

【事業の概要】

保護者の仕事等の都合により、保育認定を受けている子どもが開園日の通常保育の利用時間を超えて保育を希望する場合に、認定こども園、保育所等で開園時間を限度まで延長して保育を行います。

【取組の方向】

幼児教育・保育の無償化により、3歳から5歳児における保育の必要性の認定区分が短時間認定から標準時間認定に移行し、延長保育事業の利用数は減少傾向にあります。しかし、認定時間以外の保育を希望される保護者は引き続きいると想定され、事業を継続します。

【量の見込みと確保方策】

(単位：人／年)

項 目	1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	5 年目
	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
1 量の見込み	459	459	459	459	459
2 確保内容	459	459	459	459	459
3 過不足 (2 - 1)	0	0	0	0	0

※受入れ施設：公立 18、私立 3、地域型保育事業所 12 (ヶ所)

(10) 病児保育事業（病児・病後児保育事業）

主な担当課：こども園幼稚園課

【事業の概要】

病気や病後の子どもについて、委託先の病院において、病気治療中または回復期で集団保育が困難で、かつ保護者が仕事等の都合により家庭で保育できない子どもを預かり、看護師や保育士等の専門スタッフが一時的に保育を行います。

地域相互援助活動であるファミリー・サポート・センター事業でも、協力会員の同意や医師の診断書の提出等の一定条件の下で一時的な預かりを行います。

【取組の方向】

核家族化の進行と併せて共働き世帯が増加するなか、保護者が安心して病気療養中の子どもを預けて仕事をするために必要な事業であるため、引き続き事業を実施します。第2次計画期間中は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、委託先の病院が受入れを休止していたことがあり、今後は継続的に受入れができるよう協議していきます。また、民間事業者の参入についても、研究していきます。

【量の見込みと確保方策】

(単位：人日／年)

項 目	1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	5 年目
	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
1 量の見込み	436	436	436	436	436
2 確保内容	436	436	436	436	436
病児・病後児対応型	420	420	420	420	420
ファミサポ	16	16	16	16	16
3 過不足（2－1）	0	0	0	0	0

※受入れ施設：安曇野赤十字病院

(11) 放課後児童クラブ事業

主な担当課：子ども家庭支援課

【事業の概要】

就労等により保護者が昼間家庭にいない小学生に対して、授業終了後に小学校の空き教室や児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を支援します。また、既存の放課後児童クラブの運営内容の改善や設備の充実を図るとともに、支援を行う人材の確保、育成にも努めるよう、指定管理者とともに運営体制を整備します。

【取組の方向】

共働き世帯の増加や核家族化、また、令和4年度から5年生及び6年生の受入れを順次拡大したことにより、利用希望者は増加傾向にあり、今後も更に増加が見込まれます。利用希望者のニーズに応えられるよう、実情調査等を行い、指定管理者と協議をしながら、受入れ施設の整備やスタッフの確保を進め、支援体制の維持に努めます。

【量の見込みと確保方策】

○低学年（小学1年生～小学3年生）

（単位：人／年）

項 目	1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	5 年目
	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
1 量の見込み	950	950	950	950	950
1 年生	380	380	375	375	375
2 年生	313	320	325	330	330
3 年生	257	250	250	245	245
2 確保内容	950	950	950	950	950
3 過不足（2－1）	0	0	0	0	0

○高学年（小学4年生～小学6年生）

（単位：人／年）

項 目	1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	5 年目
	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
1 量の見込み	300	300	330	330	330
4 年生	153	157	170	170	170
5 年生	114	110	120	120	120
6 年生	33	33	40	40	40
2 確保内容	300	300	330	330	330
3 過不足（2－1）	0	0	0	0	0

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

主な担当課：こども園幼稚園課

【事業の概要】

生活保護受給世帯で該当する保護者に対し、特定教育・保育施設等へ保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用、または行事への参加に要する費用等を助成します。また、幼児教育・保育の無償化に伴い、子ども・子育て新制度へ未移行の私立幼稚園を利用する低所得者世帯及び多子世帯に対して副食費を助成します。

【取組の方向】

国の制度に則って適切に助成事業として実施します。子ども・子育て支援新制度に移行していなかった私立幼稚園が新制度へ移行するため、量の見込みは減少する見通しです。

【量の見込みと確保方策】

(単位：人／年)

項 目	1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	5 年目
	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
1 量の見込み	5	5	5	5	5
2 確保内容	5	5	5	5	5
3 過不足 (2 - 1)	0	0	0	0	0

(13) 産後ケア事業

主な担当課：健康推進課

【事業の概要】

出産直後の母子に対し、健康管理や産後うつ予防のために、健康管理に関する相談や、育児指導等のサポートを行います。医療機関や助産院に事業を委託し、利用料の助成を行います。利用サービスは、宿泊型、通所型、訪問型があり、対象者のニーズに合わせて利用ができます。

令和7年度から地域子ども・子育て支援事業に位置づけられます。

【取組の方向】

利用者数は、産後の支援体制の不足や核家族化等により増加傾向にあります。今後も、制度の認知度の向上等により、利用者の増加を見込みます。医療機関や助産院と提携し、切れ目なく母子のニーズへの対応を図ります。

【量の見込みと確保方策】

(単位：延人／年)

項 目	1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	5 年目
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1 量の見込み	220	220	220	220	220
2 確保内容	220	220	220	220	220
3 過不足 (2－1)	0	0	0	0	0

(14)【新】子育て世帯訪問支援事業

主な担当課：子ども家庭支援課

【事業の概要】

家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭及び妊産婦・ヤングケアラー等がいる家庭へ、訪問支援員が訪問し、家事・育児等の支援を実施します。児童の養育環境を整えることで児童虐待リスクの低減を図ります。

【取組の方向】

訪問支援員の派遣を民間事業所へ委託し事業を実施します。事業の実施に際しては、家庭児童相談室が児童及び保護者の意向確認を十分に行い、効果的な支援となるよう調整を行います。家庭児童相談において、本事業の利用の必要性が高いと判断した家庭については、保護者へ本事業の利用を促します。

【量の見込みと確保方策】

(単位：人日／年)

項 目	1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	5 年目
	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
1 量の見込み	28	28	27	27	27
2 確保内容	28	28	27	27	27
3 過不足 (2 - 1)	0	0	0	0	0

(15) 【新】乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

主な担当課：こども園幼稚園課

【事業の概要】

全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、0歳6ヶ月～2歳の未就園児を対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で利用できる通園給付を行います。

【取組の方向】

令和8年度から事業を提供できるよう、私立園等と連携し、実施体制を構築していきます。

(16) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

主な担当課：こども園幼稚園課

【事業の概要】

地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援で、幼児教育・保育の無償化の給付を受けていない、市の定める基準に適合した施設を利用する満3歳以上児の保護者が支払う利用料の一部を支援します。

【取組の方向】

小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業を利用する子どもに係る保育料に対して支援を行うことにより、保護者の経済的負担の軽減を図ります。

4

教育・保育の一体的提供及び
推進に関する体制の確保

本市には公立の認定こども園が18園、幼稚園が1園あります。このうち認定こども園は全て信州型自然保育（信州やまほいく）の認定を受ける等、特色のある幼児期の教育・保育環境を整備しています。これらの園に共通する理念・方針、目標等の基本的な考え方を以下に示します。

(1) 基本理念と方針

●基本理念

『生涯にわたる人間形成の基礎をつちかう』

本市の幼児期の教育・保育の基本理念を「生涯にわたる人間形成の基礎をつちかう」とします。幼児期は、生涯にわたるウェルビーイングの向上にとってもっとも重要な基礎をつちかう時期と言えます。このことを教育・保育の関係者だけでなく、広く市民に周知し、子どもの育ちを支える環境や社会の厚みを増すことで、子どもの権利と尊厳を守り、連続性のある成長・発達の支援を行うことが必要です。また、子どもの誕生前から切れ目なく育ちを支えるとともに、保護者のウェルビーイングと成長を支援します。

●方針

この基本理念のもと、以下の方針に基づいた教育・保育を行います。

- ▶ 安曇野の自然・文化や地域のひとのかかわりの中で、豊かな人間性や生きる力を身につけた子どもを育成する
- ▶ 子どもと子どもを取り巻く環境をとらえて、保護者・地域の方々と保育者が連携し、子どもの人間形成の基礎と人権尊重の意識の芽生えをつちかう
- ▶ 子育ての悩みや不安を持つ家庭に寄り添い、子と親がともに育つ機会や助言を提供する
- ▶ 安全で安心できる教育・保育を保障する

(2) 育成する子ども像

幼児期の子どもの育成の目標を以下に示します。

●子ども像



- ・ いのち（自分・人・生き物）や物を大切にする
- ・ あいさつができる
- ・ 様々な人のかかわりを通じて、お互いを認め合える
- ・ 好奇心を持ち、意欲的に取り組み、やり抜こうとする
- ・ 自分で考え、主体的に行動できる
- ・ 人の話を聞き、自分の気持ちを伝え表現できる
- ・ 自然の中で豊かな感性を育み、表現できる

●年齢別の目標

0 歳児	安心できる人的・物的環境のもとで、聞く・見る・触れるなどの行為を通じて、身の回りのものに対する興味や好奇心が芽生える
1 歳児	安全な環境の中で、自由に体を動かしたり、身近な人や物に興味を持ち、見たり、触れたり、関わったりしながら自分の世界を広げていく
2 歳児	保育士の仲立ちにより友達との関わりを広げる
3 歳児	安心した環境の中で、人との関わりを喜び、様々な経験を重ね生活する
4 歳児	集団生活において夢中になって遊び、様々な経験をしながら意欲的に活動する
5 歳児	集団生活において自立する中で、体験を積み重ね、自信をもって意欲的に活動する

(3) 園が支援する成長・発達の内容

子どもの発達過程は、幼保連携型認定こども園教育保育要領に基づいて、養護と教育をあわせて以下の 8 つの区分として捉えて支援します。

●園が支援する成長・発達

養護	生命の維持	健康で安全な環境のなかで、基本的な生活習慣を身につけ、快適に生活できる。
	情緒の安定	保育士との信頼関係のなかで安心感をもって過ごし、意欲的に行動できる。
教育	健康	健康や安全に関心を持ち、必要な習慣や態度を身につける。また、様々な遊具や用具を使い、複雑な運動や集団的な遊びを通して体を動かすことを楽しめる。
	人間関係	身近な人と関わる中で信頼関係を築き、自分の力で行動する充実感を得る。相手の気持ちを考えて行動し、集団や異年齢の活動に役割をもって参加する。
	環境	身近な物事に関心を持ち関わることで、探究心や想像力を高め、考え工夫しようとする。物の性質や数量などに対する感覚を豊かにする。
	言葉	自分で経験したことや共通の話題について適切な言葉で表現し、相互に伝え合う楽しさを知る。身近にある文字や記号などに興味を持ち、使うことに意欲を持つ。
	表現	感じたこと、想像したことを言葉や体、音楽、造形など、様々な方法で表現を楽しむことができる。
	食育	食べ物と身体の関係に関心を持ち、食習慣やマナーを身につけ、食事を楽しむ。

(4) 公立園（認定こども園）の課題と今後の展望

幼児期における多様な体験・経験こそが、生涯にわたるウェルビーイングにとって最重要であるという認識を共有し、幼児期の教育・保育を提供する各機関が、一定の共通目標設定のもとで、それぞれに創意工夫し、時に連携して園を運営していくことが必要です。

①教育・保育の提供内容

<保育の量の確保>

多くの保護者は、教育・保育事業を選択する際に、園までのアクセスや保育時間を重視しています。できるだけ希望に沿った教育・保育施設に通うことができるよう、保育士の確保等の体制整備に努めます。

<保育の質の確保>

●安全・安心な生活の中での遊び・体験の提供

全ての子どもに格差なく安全・安心な生活及び質の高い学びや体験が保障されるような教育・保育を提供します。『未来に向かう力』を育むために、子どもたちが安心できる環境と関係を整える中で「アタッチメント（愛着）」の形成、豊かな「遊びと体験」を本市の豊かな自然・歴史文化・芸術等の地域資源や多様な人との関わりにより、子どもの興味・関心に応える遊びと体験を通じた小さな挑戦の機会を提供します。

特に、「信州型自然保育」とともに、「あづみの自然保育」を実施することで、幼児期の教育・保育を推進する中で、子どもたちの原動力である「わくわくドキドキ」の感性を刺激し、自ら学び成長する力を伸ばしていく大切な経験として充実させていきます。各園が地域と連携し、それぞれの特色を活かして取組を展開するとともに、その内容をポータルサイト等で発信します。

また、今後増加が想定される外国につながる幼児については、地域の教育・保育施設や子ども・子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、保護者及び教育・保育施設等の状況に応じて対応をしています。

●丁寧な育ちの支援

保護者の教育・保育に対するニーズが多様化し、家庭と子育て機関の連携が必然となっていることから、子どもたち一人ひとりの発達を把握し、日々の保育内容を見直しながら、五感への刺激、情操教育、体を動かし体力・体幹を伸ばすこと、異年齢との関わりを持つこと等で認知能力及び非認知能力を育むことを視点におきます。

また、教育・保育現場の負担軽減のため、業務のDX化を促進するとともに、専門性向上のため研修内容の充実を図り、人材育成に努めます。

<未就園児の保護者の支援と連携の強化>

入園前の期間から保護者の孤立の抑止と子育ての負担軽減のため、園庭開放や一時預かり事業を行っています。また、令和7年度に国が制度化し、令和8年度から全国の自治体において実施予定の「こども誰でも通園制度」については、私立園等と連携し、実施方法を検討していきます。

なお、幼児期の遊びと小学校における学びの連続性を保つため、幼保小の連携をより密なものにしていきます。

<インクルーシブ保育の実践>

子育てが始まると、喜びとともに多くの保護者が発達に対する不安、育児の不安を感じています。保護者と保育士が専門家からの助言を受けられる体制を整え、共通の認識のもとで、各々の役割を自覚しながら協力して育てていける環境づくりをしていきます。また、配慮が必要な子どもへの理解を深め充実させるとともに、全ての子ども一人ひとりの気持ちに寄り添い、多様性を認め合い、学び合い、育ち合えるようなインクルーシブ保育を実践していきます。

②施設

安全で安心できる教育・保育施設を提供するため、長期計画に基づく施設の修繕や設備の更新を行います。

<公立認定こども園・幼稚園の園庭芝生化>

幼児が体を動かして遊ぶことは、身体的な側面だけでなく、精神面を含めた社会性の発達や認知的能力の発達等にも大きく影響します。公立認定こども園・幼稚園については、園庭を芝生化することによって、のびのびと安全かつ快適に多様な外遊びができる保育環境づくりを進めるとともに、熱吸収によるヒートアイランド現象の緩和等の地球環境問題にも取り組みます。

③教育・保育施設の提供体制

本市においても全国と同様に、少子化に歯止めがかからない状況が続いているため、3～5歳児の教育・保育の利用者数は減少が見込まれますが、3歳未満児の保育サービスの利用率は増加傾向にあり、必要な保育の量は単純に減少するわけではありません。各地区の児童数と利用率の動向を注視しながら、誘致・統合・民営化も含めた多様な視点から検討し、必要な保育体制を整えていくことが求められます。

<公立認定こども園の民営化の方針>

●民営化に関する計画等の今後の方針

市では多様な保育ニーズへの対応及び行財政改革の観点から公立認定こども園の運営・経営に民間活力の導入を検討する「安曇野市立認定こども園の民営化に関する実施計画」及び「公立認定こども園民営化中長期ビジョン（以下、「中長期ビジョン」という。）」を策定しています。保育の質の更なる向上と推進体制の確保のため、今後の中長期ビジョンについては、教育・保育施設の提供体制として本計画に組み入れて検討をしていきます。

●民営化に関する対象・検討園の今後の方針

（民営化の判断基準）

- ・施設の維持管理が経営を圧迫しないよう、建て替え若しくは大規模改修が完了しており、当面は大規模な施設改修が必要ないこと。
- ・利用ニーズが高く、利用者の著しい減少が見込まれないこと。
- ・民営化する園が一部の地域に集中しないよう、バランスよく配置されること。
- ・上記の基本要件を満たさない場合でも、建て替え等に際し、民間活力や有利な財源が活用できることや民営化による特色ある教育・保育の実施により活性化が見込まれること。

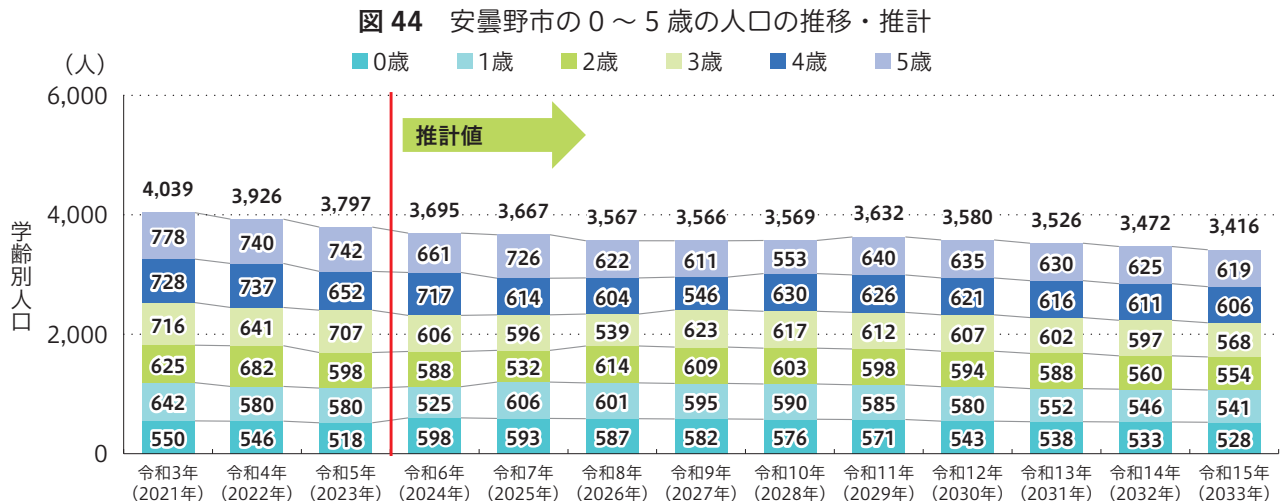
上記の判断基準に基づき、中長期ビジョンにおいて、民営化等の対象・検討園を、豊科南部認定こども園、有明あおぞら認定こども園、三郷西部認定こども園、明科北認定こども園、上川手認定こども園、三郷東部認定こども園の6園としています。

現在、明科北認定こども園及び三郷西部認定こども園の2園について、明科北認定こども園は令和4年度から、三郷西部認定こども園は令和6年度から民間委託による運営を行っています。今後、保護者や委託事業者の意向や財政面等を踏まえて、実施3年以降を目途に民営化による効果の検証を行っていきます。

なお、残りの4園について、三郷東部認定こども園は地域バランスを鑑み対象から除外し、残りの3園については、民営化園の検証状況を勘案したうえで検討をしていきます。

●参考：今後の本市の児童人口の見通し

安曇野市の0～5歳の学齢別人口の令和5年までの実績と令和15年までの推計をみると、令和8～11年の間にやや増加を見せるものの全般的にはゆるやかな減少傾向にあります。合計すると、令和15年には、令和5年の90%程度となる見通しです。



出典：【実績値】長野県「毎月人口異動調査（各年4月1日）」

【推計値】国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5年推計）」の生残率・純移動率、国勢調査（平成17・22・27・令和2年）の子ども女性比・0-4歳女性比を用いて独自に推計

資料編

1

用語解説

あ行

○アウトリーチ

支援が届きにくい、または自発的に支援が必要であることを意思表示できない人に対し、積極的に訪問・連絡して支援を提供する活動のこと。

○あづみの自然保育

本市の豊かな自然環境や地域資源を活かし、幼児期の子どもたちが屋外での遊びや自然とのふれあいを通して体力・知力・感性等を育む保育のこと。

○医療的ケア児

NICU（新生児集中治療室）等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養等の医療的ケアが日常的に必要な児童のこと。

○インクルーシブ保育

障がいの有無に関わらず全ての子どもがともに学び育つ保育のこと。

○インクルーシブ遊具

障がいの有無に関わらず誰もが安全に楽しめる遊具のこと。

○オプショナル新生児スクリーニング検査

新生児の先天性疾患を早期発見する検査の際に、早期の治療を必要とする重大な疾患である「原発性免疫不全症」「脊髄性筋萎縮症」の検査を追加で行うこと。

か行

○確保方策

量の見込みに対し、提供体制や実施時期、利用定員等、どのように供給を確保していくかの方法のこと。

○可処分所得

所得から所得税、住民税、社会保険料、固定資産税・都市計画税及び自動車税等を差し引いたものであり、いわゆる手取り収入のこと。

○キャリア

人が生涯の中で様々な役割を果たす過程で、自らの役割の価値や自分との関係を見いだしていく連なりや積み重ねのこと。

○キャリア教育

将来の生き方や職業を考え、社会的・職業的に自立した人生を築く力を育む教育のこと。

○合計特殊出生率

15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数のこと。

○こども施策

こどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策のこと。「こどもに関する施策」は、こどもの健やかな成長や、結婚・妊娠・出産・子育てに対する支援を主たる目的とする施策のこと。「一体的に講ずべき施策」は、主たる目的はこどもの健やかな成長に対する支援等ではないが、こどもや子育て家庭に関係する施策や「こどもに関する施策」と連続性を持って行われるべき若者に係る施策等のこと。

さ行

○仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

個人がやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活等においても、人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。

○信州型自然保育（信州やまほいく）

信州型自然保育認定制度による認定園において、豊かな自然環境を生かし、子どもが本来もっている自ら学び成長しようとする力を育む保育・幼児教育のこと。

○スクールカウンセラー

児童・生徒の抱える問題に対し、本人の心のケアや保護者・教職員への相談・助言等、心理に関する支援を行う者のこと。

○スクールソーシャルワーカー

児童・生徒の抱える問題に対し、本人の環境への働きかけや保護者・学校、関係機関の協力体制構築等、福祉に関する支援を行う者のこと。

○相対的貧困

母集団の生活水準や経済状況と比較して困窮している状態であり、世帯の等価可処分所得が母集団の等価可処分所得の中央値の半分に満たない状態のこと。

た行

○待機児童

認定こども園等に入所申請をし、入所条件を満たしているが、定員等の理由により入所できない状況にある児童のこと。

○チャレンジ雇用

知的障がいのある人等が、一般企業で働くことを目指し、経験を積むために各府庁や自治体で一定の期間働くことができる制度のこと。

○特定教育・保育施設

市から施設型給付費の対象となる確認を受けた教育・保育施設（保育所、幼稚園、認定こども園等）のこと。

○トライアル雇用

働いた経験が少ない等の理由で期間の定めのない常用雇用に不安のある人が、常用雇用への移行を前提として、原則3ヶ月間その企業で試行雇用として働くことができる制度のこと。

は行

○フリースクール

不登校の子どもに対し、学習活動、教育相談、体験活動等の提供を行っている民間の施設のこと。

○ペアレントトレーニング

保護者のストレス改善や、子どもの行動改善、親子関係の向上等を目的に、保護者が子どもの行動に対し適切に対応するための療育スキルや知識を学ぶプログラムのこと。

や行

○ヤングケアラー

家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者のこと。

○要保護児童

18歳未満の保護者がいない又は保護者に監護させることが不適当であると認められる子どものこと。

○要保護児童対策地域協議会（安曇野市虐待から子どもを守るネットワーク）

要保護児童の適切な保護・支援等を目的に、関係機関が情報交換や協議を行うための組織のこと。

ら行

○療育

障がいのある子どもに対し、身体・精神的機能の適正な発達を促し、日常生活や社会生活を円滑に営めるようにするために行う特性に応じた福祉的、心理的、教育的及び医療的な援助のこと。

○量の見込み

利用状況及びニーズ調査等により把握する必要利用定員数等、需要量の見込みのこと。

英数字

○ICT

Information and Communication Technologyの略称。インターネットや通信を活用し、情報の収集や共有等を通じて社会の効率化や利便性向上を図る技術のこと。

○DX（自治体DX）

Digital Transformationの略称。行政手続のデジタル化や行政内部のデータ連携等を通じて、住民の利便性向上と業務効率化を図ること。

【審議会】

令和 6 年 7 月 26 日	第 1 回安曇野市こども計画検討会議
令和 6 年 9 月 30 日	第 2 回安曇野市こども計画検討会議
令和 6 年 11 月 12 日	第 3 回安曇野市こども計画検討会議
令和 7 年 2 月 5 日	第 4 回安曇野市こども計画検討会議

【アンケート調査】

令和 5 年 12 月 8 日～令和 5 年 12 月 28 日

子育て支援に関するアンケート調査

対象：未就学児童の保護者 1,600 件、小学生の保護者 1,000 件

回答：1,259 件（回答率 78.7%）、643 件（回答率 64.3%）

令和 6 年 7 月 22 日～令和 6 年 8 月 12 日

子どもと家庭の生活状況調査

対象：児童扶養手当受給世帯及び 18 歳までの子どもがいる生活保護受給世帯 250 件

回答：90 件（回答率 36.0%）

若者の意識と生活に関する調査

対象：15 ～ 39 歳の市民 1,500 件

回答：383 件（回答率 25.5%）

【市民意見ヒアリング等】

令和 6 年 7 月 5 日	支援者ヒアリング（こども家庭センター、教育支援センター）
令和 6 年 7 月 27 日	子ども・若者向けワークショップ「子ども若者意見ひろば」

【パブリックコメント】

令和 6 年 12 月 23 日～令和 7 年 1 月 21 日	安曇野市こども計画案に対する意見等募集
----------------------------------	---------------------

3

安曇野市こども計画検討会議 委員名簿

NO	役 職	氏 名	所 属	区 分
1		宮澤 純子	安曇野市民生児童委員協議会 (～令和 6 年 10 月 14 日)	安曇野市子ども・子育て会議条例 第 9 条に規定する部会の委員
		丸山 篤子	安曇野市民生児童委員協議会 (令和 6 年 10 月 15 日～)	
2		大澤 克己	安曇野市社会福祉協議会	安曇野市子ども・子育て会議条例 第 9 条に規定する部会の委員
3		森岡 俊道	セイコーエプソン株式会社	安曇野市子ども・子育て会議条例 第 9 条に規定する部会の委員
4	会 長	平沢 重太	安曇野地区労働者福祉協議会	安曇野市子ども・子育て会議条例 第 9 条に規定する部会の委員
5		酒井 知恵	認定やまぶきこども園	安曇野市子ども・子育て会議条例 第 9 条に規定する部会の委員
6	副会長	中島 節子	松本大学	安曇野市子ども・子育て会議条例 第 9 条に規定する部会の委員
7		牟禮 孝貴	公募による者	安曇野市子ども・子育て会議条例 第 9 条に規定する部会の委員
8		大野 功子	安曇野市婚活サポート あづこい	結婚支援に関する事業を行う者
9		草間 寿紀	松本公共職業安定所	就労支援に関する事業を行う者
10		横山 久美	特定非営利活動法人 ジョイフル	その他教育長が必要と認める者

(敬称略・順不同)

第 1 章

第 2 章

第 3 章

第 4 章

基本目標 1

基本目標 2

基本目標 3

第 5 章

資料編

安曇野市こども計画

令和 7 年度～令和 11 年度

発行日 令和 7 年 3 月

発 行 安曇野市

編 集 教育部 子ども家庭支援課

住 所 〒 399-8281 長野県安曇野市豊科 6000 番地

電 話 0263-71-2000（代表）

F A X 0263-72-2065



安曇野市

AZUMINO CITY

